

改正補訂地方凡例録卷之十上

大石久敬士著

一度量衡之事

附斗檢

度量衡ノ元ナ

と截て管と為

とも古法ト失

先生度量衡考と著

家醫業たるを以て張仲景が用藥の分量等と考量し諸書と引接して其

誤りと正し権量撰記と著作として精微と此書に及せり今茲は祖徠の意



科坐秤坐

律のり定る

と截て管と為

とも古法ト失

先生度量衡考と著

家醫業たるを以て張仲景が用藥の分量等と考量し諸書と引接して其

誤りと正し権量撰記と著作として精微と此書に及せり今茲は祖徠の意

絹布大尺格う

律のり定る

と截て管と為

とも古法ト失

先生度量衡考と著

家醫業たるを以て張仲景が用藥の分量等と考量し諸書と引接して其

誤りと正し権量撰記と著作として精微と此書に及せり今茲は祖徠の意

高野

此も参考し方今世に專用する所の粗と述る所のあり  
 一度ハ丈尺のてより黄鐘の律より起り夫黄鐘の管ハ長さ九寸圓徑ハ  
 九分あり又寸分の起りも北方の柶黍中あるもの一黍の廣さと一分と  
 十分とすし十寸と尺と一十尺と丈と一十丈と引ん此分寸尺丈  
 引之と度とりの黄鐘の管ハ九寸ありとまねども中華代々の寸尺差ハ  
 何れハ今日日本の曲尺より何すは當るやハ知まば一黍の廣さも一分と  
 極りたるともなく今世の黍ハ大なる物とりへども今の曲尺より七八  
 厘も何れべきや然るに於てハ中華の廣さと以て一分とまざるハ今の曲  
 尺より五六厘も何れべし圓南子の云るごとく黍の大小極り多き大なる  
 物より小なる物より其中ある物と取とりんども是又其土地より由て中  
 の内より悉く大小何れも其精微と尽きばと云宜あるところあり然るに

萬物元の起りも其拠所ありてハ格難し夫音律ハ天地の氣を和し  
 ハ風と調へ萬物を生じと云又本朝よりハ十二調子と云て黄鐘ハ十一  
 月の律より律の始り長さ九寸夫より少し宛短くありて十月の律應  
 鐘に至ると極陰の律より四寸有余あり又十一月の子の月より十二  
 支の始り又陰尽て陽起り一陽來復の時節より黄鐘ハ陽の始り  
 之より依て和漢天下の事物制度皆黄鐘より出るも此律の寸の形取  
 度量衡と定めたり子の月と十一月は取ハ夏の制より今和漢より夏の  
 制と用るものあり又柶黍の數より由て度量衡始りしを二代の始り夏の  
 代より夏の代の尺と積黍尺とりへば黍の廣さと以て分とし尺度の  
 數と極しハ夏の代あり又黄帝の時ハ音律始りしと云るも其比よ  
 今のところも此処先哲も詳らざるべと云て度量衡ハ魏晉以後と以て証

とあるより日本の度ハ唐朝より受傳多ク今用ゆる曲尺ハ唐尺よりして  
 殷の代と同尺あり唐の開元錢の圓徑ハ八分あるを以て今曲尺ハ當て  
 之と証といふ夏の唐尺の八寸周の一尺と六寸四分と云又曰夏の八寸八  
 分三厘三毛余周ハ六寸六分六厘六毛余とも同内何れも是れありんや黃  
 帝の時音律ハ招りて未だ度量衡ハありんや黃鐘の寸圓徑九分長  
 九寸と夏尺あねが今の曲尺よりして圓徑七分五厘長と寸五分ハ當り  
 然るも古代のことハ今評くも証据あらず又後人諸書ハ拠て説を立る  
 とのへといへ己まの見識を以てせるものハ推量の沙汰と成るなり只  
 古へを知るのまゝに當時よ於てハ先用ありたり又目今日本より  
 用ゆる處の尺度ハ四種あり一ハ曲尺と云て工匠造管に用ゆる鉄尺之  
 あり二ハ鯨尺と稱して裁物に用ひ曲尺よりして一尺二寸九分之二鯨尺

と云といふども今ハ用ひび今の鯨尺ハ下ハ云異服尺の二あり三ハ共  
 服尺と云之ハ曲尺一尺二寸五分ありて布帛と商賣者に用ゆる處あり  
 則今の鯨尺之あり四ハ襪尺曲尺よりして八寸和襪と作るものハ用ゆる處  
 あり今ハ首飾單皮屋等の用ゆる尺あり尤も足袋屋に用ゆる何丈何分と  
 錢の數を以て寸尺と云ふ開元永樂錢の徑ハ八分あり日本の寛永文  
 錢ハ又八分あり襪尺ハ八寸一尺たるを以て八分ハ一寸あねが何時と  
 あり錢の數より寸尺と何丈何分と云ふべし又今押あぶる用ゆる尺  
 度ハ曲尺鯨尺の二種よりして都鄙とも之を用ゆるあり又工匠家ハ裏  
 尺と云て作り表尺一尺四寸一分四厘三毛と裏尺の一尺とし曲尺の裏  
 尺盛付て作り之ハ勾股弦の弦より一尺四方隅違ひの勾倍よりして則ち  
 裏尺あり小口の徑より一四一四二よりして除バ方何なりと知る之ハ依

て差渡しと見て何寸角とあると六の法一四一四二と用ひ則ち此裏尺  
を工匠の法よりて算木算盤より用ひて裏尺を以て如何やと六の敷と  
とも積るあり均服弦ハ六より及なく開立開平を以て積るべき坪敷或ハ  
器匣の類なりとも裏尺より積るより少しも違ふをふし之より依て裏尺の  
法ハ工家の秘傳とん

一 暈も黄鐘の律より起る量ハ斗斛あり 斛の字今石の字ニ書改めたる  
律曆志ハ三十斤と鈞と尺四鈞と石と尺則ち一百二十斤あり前の一斛  
の量目百二十斤なりゆへ斛と石ニ作るとなり然るに石と六字ニ書し  
てハ漢土より始りたる見えたり尤も漢の代の一石ハ日本の京斛  
より一斗四升四合六勺余ニ当り漢の一石ハ日本の稱より四十五  
六分一厘たりゆへ百二十斤と五貫四百七十三分三分ニ當る一斗四升  
四合六勺の米當時の目方凡一升四百匁より積る五貫七百八十四匁  
が僅らと七合七勺七才余の差と云て則ち此方の斛より黄鐘の管ハ圓  
径九分長さ九寸此内ニ拒黍の中にあるもの千二百粒と容る此量目と倉

と云ひ倉と倍々令と云十合と升とし十升と斗とし十斗と斛と云  
去此倉合升斗斛と五量と云ふ然るども漢土曆代の斛は差ひゆへ諸  
書ニ辨じとらんども只古へと知るのともよく令用ゆへ益ふし我朝  
の斛も上古を何どの制りて用ひたるも古書より見え古の斛ハ  
径方曲尺五寸深さ二寸五分あり其始め何どの代より制したるも詳ら  
ずいづ慶長の比まで此斛を用ひたると見えたる之ハ一尺六面の物と  
堅横も四ニ截り方五寸深二寸五分ニ成る万物一より起るものあれ  
ど一尺方面のものを元より立く四四十六り割たりと見て然るべき法  
あれども徳川家時代よりありて方と四寸九分深さと二寸七分とふした  
ると考ふるは斛ハ万物改量の器なり然る処一尺六面と四苑と切て方  
と五寸深さと二寸五分と為ると寸詰り又万物一より起りて一と版

小數の溜りたる処より位を進め大數の極に至る盈を缺るの理も  
 所々ゆへ寸の詰らざる様は四寸九分は二寸七分は直尺様は命せざる  
 して見ざる古料の數量は依て四寸九分は二寸六分も成るべし  
 亦ねども左をわねば古料より歩數減むるゆへ猶豫を付て二寸七分と直  
 りたるは岡も古料は一分坪より六萬二千五百歩今の料は六万四千  
 八百廿七歩なり四寸九分の二寸六分より六万二千四百廿六歩と  
 成り古料より歩數減むるゆへ二寸七分として分數を余計は直したる  
 と見ざる此説地方落穂集にも出る又前篇にも記はる甲州にてを  
 武田信玄制の三升料なりて京料の三升と入を之と一升と云ひ鉄弦を  
 真直よかけ又此下の鐵の柱を立て弦の撓むる様はしたるものあり  
 又京料一升五合入と半料と云ひ七合五勺入と小半と云て三種の料は

り甲斐一國の此料を用ひ商賣より一升半升小半と云て價と論を然し  
 京料も用ひざるものあり若し今料は物と量るもの京料何  
 升何合と断らざれば國人必は升目の間違ひなり又甲府は料坐今以て  
 たり又上方筋は武佐判と云料なり京料八合と入る之は江州佐々木領  
 知の郡一國通用あり其遺風今も彼國は残り上方在郷にその用あり  
 あり尤も今の料坐も亦なれば絶たり武佐の江州の地名より今中山  
 道の駅場あり古の此処は料坐なりて改め出したると関内江戸練ある  
 ても料は量る葉類貝類菜類等なりて小商人を武佐判とて八合料  
 と以て之を商賤語は八兵衛料と云る穀物酒油酢醬油あとの類は料  
 坐の印形なりて猪掛を用ひ及も無判の料を用ひは商家の外輕き者  
 ども飯米等と量るもの料坐の改を受ざる料を用ひ之を細工人の手は

改正地方刑例録 卷之十上

より少しの差ひりるも知とて是等の類都て強多れ拵と武佐判と云ふ  
まじも八合八日なりぬれど武佐判と云ふ非あり本拵ハ一合二合五  
五合一斗一斗何れも鉄線一と五合以上の強掛あり之と鉄判拵と唱ふ  
又豫州勢州より六合と一斗とある拵りたる由然し當時の関及をいれ  
ふも序部等よりこの合も用あるもなりべし

一合の拵と京拵と云ひ江戸より東三十三箇國の拵坐つねなるも是とて言  
府の諸書物も京拵何れも云ひ一合より一斗を拵坐の焼印なり  
て之と用の

- 一合拵 但し鉄線強掛し 横二寸一分五厘 深一寸四分五厘
- 二合五勺拵 但し右同断 横三寸一分五厘 深一寸六分九厘
- 五合拵 但し鉄線強掛 横四寸 深二寸五厘

一斗搔の太さる一合拵より一斗拵を度の裏より丸き焼印なり此徑りと  
以て斗搔の差渡ししは用あるて定法あり斗搔其拵は應せざる拵目不  
同なるものゆへ焼印の寸法も定むるべきあり

一衡も黄鐘の律より出る衡ハ斤兩より今用ある秤の事あり鍾と推と  
云ふ何れも秤の重りよりして倍之と分銅と云黄鐘の管の内は黍黍の  
中なるもの千二百粒と入る此重さる十二銖と倍之と二十四銖  
と一兩とし十六兩と一斤とし二斤と鈞とし四鈞と石とし銖兩斤鈞石  
と五權と云ふ今漢土より十錢目と一兩とし十六兩と一斤とし則

一斗拵 但し右同断 横四寸九分 深二寸七分

五斗拵 但し右同断 横八寸三分五厘 深四寸二分五厘

一斗拵 但し右同断 横一尺五分 深五寸八分八厘

ち百六十錢目あり一銖三分三厘三毫余と祖徠の説ありたるも二十四  
 銖と兩と一と十錢目ありて一銖四分一厘六毛六絲六忽六微不  
 當三分三厘三毛三絲不盡と銖と一と一の二十四銖八錢目十六兩一  
 斤と百二十錢目と當りて前条十錢目と兩百六十目と斤と一と一の一銖  
 の目方と一と一と勘合して二十銖と兩とせざるは一兩十錢目と當りて  
 三十銖と兩と一とたる法もあらずや祖徠の説を定めて謂はざるとある  
 處に「カチシウセン」も分り難し又秦の始皇帝半兩錢と鑄る形質周錢の如く重き  
 半兩銖十二たるを以て銘とせざるも今の秤とて重月一錢目四分八厘  
 一毛四絲八忽不盡の當りたる一銖一分二厘三毛四絲五忽六微不  
 盡と當り其後漢の武帝元符五年五銖錢と鑄る量目五銖則ち銘文と  
 此錢六分一厘七毛二絲八忽不盡なり一銖の目方秦の半兩と同日なり

トライとより平井先生の蔡用分量考等前漢食貨志と引て出せり又陸南  
子も諸書と引て開元錢の寸方重月等量と推量撰記と著しんせり  
 其説祖徠子の文と大同小異あり則ち周漢以來の度量衡は今本朝の  
モサレマ尺度辨秤の的當りと推量撰記と出せ左の如し

- 周漢一尺 今曲尺八寸三分三厘
- 魏晉一尺 三毛三絲余に當り
- 東晉一尺 同八寸七分二厘四
- 隋唐宋元 毛九絲余に當り
- 明造堂之 同八寸八分四厘九
- 明量地尺 毛九絲余に當り
- 明裁衣尺 今の曲尺
- 但一裁書三代之尺代々差別あり夏の代々祖秦一粒の廣積と





其若の類もすべて量目と量る物より四匁と一兩と四十四兩と一斤  
 と一匁と則ち百六十目一斤あり又品寄りの五匁と一兩と二百目十  
 兩と一斤とあるものも何れも元方より直り求むるも山目と唱へ  
 二百目と一斤と一匁と論じ未詳も官府とその斤目の勘定は平野  
 目と唱へ二百廿目一斤の定法あり又國野其品より二百五十目三百  
 目と一斤とあるものも何れも一匁と日本より何れと云数量目と用ひ  
 む依て廿四銖と一兩十六兩と一斤と云ともある四匁と一兩百六十目  
 と一斤とあるも都鄙遠境に至るも御國內もすべての通法あり  
 但金一分の半分と二朱と云と本邦の負數より漢土の一銖二銖と  
 と異あり  
 一拵坐秤坐とも元京師よりある処慶長年中徳川祖宗天下統一統の後東

三十三個國の拵坐と江戸町年寄榎屋藤右工門へ命せらるる今一連綿せ  
 り西三十三個國の坐と京都より秤坐も西三十三個國々神谷善四  
 郎と云者京都に在住と東三十三個國の江戸住居守隨彦太郎之と勤む  
 又上方筋より守隨坐の秤と用あることを免さば又東三十三個國より  
 を上方秤と禁ば若し所持の者誤り紐寺は替の為秤坐へ持行くもた々  
 取上て打壞を在るの分々手先の者折く改めとて廻るも秤秤共  
 其坐より求むる外他と商つるも嚴禁あり今拵の元京都を由て江  
 戸練りを用ふる拵も凡て京拵と唱へ淺草正蔵より書物依入等も京拵  
 何れ入と記はともあり

一布丈の始りも人皇四十三代

元明天皇和銅七年甲寅一反と二丈六尺二反二五尺と一匹と云々と定め

らんと日本記見えたり寛文五乙巳年絹木綿の丈尺ハ布の尺ハ倣ハ  
 二丈六尺たりと云き旨命せし事たり木綿ハ中古ヤを多ありし処文録  
 慶長の時分始り元和寛永の頃より専ら行われもの多し是より以前  
 たりとも丈尺定まらざりし非ざれば絹布の類より其丈尺くた  
 り今も奥州より織出を紙布をぞハ二丈三四尺たり其外田舎より出る  
 織物ハ丈の長短種くありとあり

一 社倉之事

附常平倉之事

義倉之事

助郷穀之事

社跡米之事

老幼扶持之事

社倉々宋の孝宗帝乾道年中朱文公忠公安縣を治めらるしと云は年ハ  
 て民大ハ飢なり之ハ依り朱子郡主ハ粟粟ハ米の六百石と請求せし縣

中の飢民を救ひ賑へし翌年豊熟多り一々民を以て之を償ふをたり  
 因て又其六百石を直ちハ郡主ハ乞て之を里中ハ留め一社田地を持た  
 五家ハ一毎一倉を作り此ハ其粟を藏め置夏ハ至りて米穀不足の  
 々之と百姓ハ貸りたり秋冬ハ至り稲の熟したると云は少シの利息を出  
 させ之を倉ハ納め凶年打續げば之と延し凡そ十四年の内ハ元數六百  
 石と官府へ還し利息米の積高二百石たりと息粟ありハ貧民ハ貸し  
 賑へし還納のとき一石ハ付三升宛と増て倉ハ納む之ハ依り縣中飢渴  
 の患ハあり実ハ良法たりと以て其後此社倉の法ハ普ねく天下ハ行  
 せしことありぬ悉くハ朱子社倉法ハあり  
 一 漢の宣帝の時壽昌と云ハ常平倉と云々と創めたり其法の先づ豊年ハ  
 て米穀多しと云は穀の價賤くく之を賣出さ百姓得分少く又飢歲ハ

食をばさ穀多し米價貴く買求め食するは便あり其上富民を  
 賣とて称價貴くあり民の難儀容易あり之を救ふは為在  
 所くは倉と造り米穀價賤とた官府より價を増て民の穀を買取倉よ  
 藏め置又穀登らば價貴きとた價を減とて之を賣出し民とて  
 食と凌がしむ此のこころは富民を以て賣するを能く豊凶と  
 穀の價平準しと程よく成り自然と米價は高下あり天下民害を受  
 るを少なし之を常平倉と名けと天下は行ふ官庫の財一旦を減きと  
 穀の價平準しと下民の潤は多ねが當然の利を少くとも實の國益万民  
 の救助此上もまた善政あり又宋の陸氏去朱熹の社倉は民の利少く  
 ば然もとも年々豊熟あるは其利久しうべし去きと飢歳のころは時  
 と社倉の穀と價のこころを納するありとべし納せられ穀減と来年

賑ふんてり叶ふまじ之は依て倉と二箇所は作り一は社倉とし一は平  
 糶倉と名付け常平の法のごとく豊凶は随ひ之を買上賣出し凶歳の備  
 るとして社倉置きたる之を行なふ萬世民を救ふの利ありんとあり我  
 朝のこころ  
 仲恭天皇の御宇天平宝字年中常平倉と建玉ひ民と給て其後絶て沙  
 汰と関の常平倉やごのありはくは穀の高下と士民の難義少ふ  
 あり然るに國政は興る人々心を用ひ平準は仕方なりたこと  
 あり  
 一義倉と云の隨の文帝の時録事尚書長孫平と云人開皇年中上表して在  
 るは倉と立義倉と名付け民の貧富は由て毎年粟麦裁許と極て出さ  
 せ之と聚めく倉に藏め置其処の父老より飢饉のころは土地の民と救

ふてあり我朝しとも

文武天皇天寶年中義倉と建らるる官人以下の知行の内廿分一と出し民家  
を分限の應じ穀類と出し之と義倉に入置民の患難を救ひ玉ひしこと  
あり先年會津庚正之義倉の事しき政事と行ひしことあり夫の官の預り  
地并に我の領内とも毎年秋麦と分限の應じ少し亮之と出させ社倉と  
名付け倉の納め利息と取て之と隣國へ貸出し去年飢饉のハ之と出し  
飢民と救われしことあり

享保の頃豊後國日田の代官岡田庄大夫と云人支配所は助郷穀と云て  
と格めたる之り義倉の類あり租税の外は米粟粟稗其外雜穀の類と  
何れをも人の准義にあらずるやと其分限は随ひ之と聚めて日田の陳  
屋元倉と立之と積置價宜しきと云ふ之と賣出し金銀の之と隣

國の在町へ年一割の利息とて貸すこと毎年十二月十五日限りは取立  
年内は又貸出し日田銀と唱へ公銀同然の取計ひ方あり之と貸し渡  
すは在る大庄屋與印城下々町年寄與印とて貸し隣國の諸侯方へも  
貸し并に家の中も貸すこと武家の証文とて之と出さば町人百  
姓の証文勿論家宅とて田畑とて金高相應の書入と取り年々利倍し又  
毎年助郷穀り集め支配所は少分のとれたる右の銀と以て之と償ひ夫  
食種貸すやと節の無利息年賦とて貸しことあり其後釋斐  
氏代官のとれたる此法と行ひしこと後年よりすうり成行しや知らば先  
年岡田氏勤役中利倍金多分より成り金三千兩伺ひの上江戸練師蔵へ納  
めし由又享保年中美濃國笠松の郡代辻六郎左工門支配所を社倉と  
似たることと格め暫く之と行ひしが同人轉役せしは付其以来の廢絶せ

由借抄の事あり又高崎領一合一合兼と云ふなりて安永の末の頃  
 中をとりし其法を右の助郷穀に似たり之を租税の外に課役の様あり  
 一合を分限し隨ひ誠は手一合充の米麦より其外の雜穀より豊年  
 の時差出せり多量に曾て民の難義よりあり又凶年ハ之と出しく  
 窮民を救ひ飢多し凌ぐ一助たり又享保の比秋田侯三春領分より之  
 似たりと行ひし由あり都て諸侯以下家中に至るを知行の内と少  
 々穀倉より積置患難と凌ぐふきて可なりと租税の政務より之と  
 去るり去るり前より國より社會義倉に似たりと行ひ民を救ふと  
 名とし果の領主地頭の有と成て多し然るも其善政より之と却  
 て悪政の基あり容易なるなりと  
 一社跡米と云ふ會津侯正之官の預り地并に我領内の數祠と毀ち其跡を

田畑等を開発し村持或は墾と云ふ者ハ地主と云ふ土地相應の年貢  
 と出さず社跡米と名付預り所の官庫の物とし領分の自物と  
 して貯置民の患難を救ふり勿論神佛の家地あはれ除地或は見檢地  
 あるゆへ何れも高外あはれ高外ハ結び入るる年貢の年貢米多分  
 を預り所の官庫へ納め置凶年ハ夫食種貸等願ひ出るとは官より  
 別々拜借せむ右の社跡米と以て之を救ふとあり水戸黄門光國御も國  
 内の淫祠を停止し數多の社と毀ち開発せしめたり中華より祭る  
 油と神と祭ると淫祠と云て嚴に刑罰あり唐の代は淫祠を禁じて三  
 百箇所の叢祠と毀てり光國正之の西郷より之は倣ひ玉ひく淫祠を禁じ  
 民を救助せしむるに家より有かた善政ありけり淫祠と祭るに聖人  
 の道あり

一會津侯の預り地より老幼扶持と云へ八十歳以上の民男女とも一人扶持充給より幼穉の者も孤ハ云々及むるに兩親ありても極貧窮者大勢の子共養育成難き者へ一人扶持充給より仮令八十歳は満然と云へ

舞實亦獨或ハ病身等りと稼成かゝる者より扶持と給ふ是も則ち社倉米社跡米を以て之と救ひ年々村々実意は悉く穿鑿するところあり先年代官へ引渡しありたるとも悉く申立り元來正之卿時代領内老幼の手當なるも預り所の分を伺ひの上領分同様老幼扶持と給めらるる都て常陸奥方今五國羽方今二國等の在りたる生子を問引と云て大勢出生せむる養育は遠く出産のとも直ちに殺せたり會津侯の領内より老幼扶持ありしゆへ其事を嚴重に停止せしむる實は養育の成難き者へは年數と限り扶持と給より是を育つ之は依て村々懷妊の女はる

とらハ村役人ども之と改め一人り問引らるる様は世話致し由実の善政の遺風仰ぐべし

一錢濫觴之事

附本朝鑄錢之始

夫を錢の濫觴と云ふ原始は曰女媧氏の時棘幣を鑄る外圓ありて天下象より内方ありて地象も象も輕重を以て定め天下の有無と通する為銅と集て造る是錢の始あり又馮鑑が積事始まる錢と帝堯より起ると云女媧氏と堯との時代大に隔たり何ぞの是ありと知らざる物經原は曰く夏の五年の供水殷の代七年の早魃禹ハ歷山は金と取り湯ハ莊山は金と得并は幣と鑄て民と救ふとあり錢と云てハ周の太公は至て始まりて管子より出たり錢と貨幣と云て三種なり金銀銅之あり金銀ハ

大判小判銀類し銅を今の錢あり上古を錢の字泉の字と用の錢ハ  
 世上と通用するて水の地中より湧出流通するてく世界中と融通する  
 ものゆへ泉の字と用ひ後世に至り錢の字と書替たるを見へたり然ら  
 ば今の銅錢のとも限らば金銀の錢も上古を凡て泉と云しあへばし童  
 の言葉は錢と由是と云り上古の泉の意は勿論大判小判銀等ハ未代  
 て是より至るも行々の故は是と云成べし  
 のものゆへ上古より其形はるべき物なれば如何なる制りと通用し  
 たらば知るべからば異國より上古皮幣とて獸の皮を以て錢と造り通  
 用し其後金銀銅の錢あり又銀錢も用ひたりとて經濟録に見ゆれ共  
 何もの代のてあるや既ハ女媧氏のて銅と集めて幣と鑄るとりきと  
 是より以前のていやは孔方圓鑿錢譜等にも見當らば又國語は周の景王  
 の時錢の輕きを憂えて大錢と鑄る徑り一寸二分重と十二銖とあり之

と見ゆ大錢ハ周の景王より始りたりと見えたり今古錢と玩弄する  
 者半兩五銖大錢貨錢等と取上り半兩を秦の始皇帝銅と以て之と鑄  
 る銅と云々今の唐金赤銅銅の類あり尤も今日日本にて去銅はハハ  
 悪なり唐金の最上を即ち赤銅あり此赤銅と云々何れも唐金の類あり  
 併し元文以後の日本錢ハ唐銅といへばあはれ銅又ハ鉄あり五銖半兩ハ去  
 と和漢ともて赤銅あり其形質目の如く重目十二銖一兩ハ廿四銖ハ  
 るゆへ十二銖ハ半兩あり之より依て銘文といハ十二銖の量目と一錢目四  
 分八厘一毛四絲八忽といへ今本朝の秤といハ一錢目三分内外あり古秤  
 新秤の差ハ何なり又招自手より寛政六寅年を年歴凡そ二千四十年余  
 といふれを磨減りたりとせし前漢に至り文帝五年又半兩と鑄る此半兩錢  
 と形容厚く大あり五銖ハ前漢の武帝元狩五年鑄る所あり中華の年  
 の建元ハ寛政六年中を千九百年余と成る又五銖の量目と六分一厘  
 始りたり

七毛二絲八忽りの量目と以て銘と云々始皇より武帝までの年歴は百三  
 十年余高祖より五代の間は半兩と用ひより大泉の西漢の末新室王莽  
 居攝二年は鑄造し貨錢の同代天鳳元年の鑄造あり其後東漢魏晉宋齊  
 梁陳隋唐凡五百七十年余代々鑄錢あり何れも大小輕重の多し  
 皆五銖と以て銘文と云々又隋の開皇元年は五銖と鑄る中前漢の文帝  
 より七百五十年の間鑄たる錢と古文錢と云々珍貨と云々就中秦の半兩  
 を最上の貨幣と云々又別段の上品あり偶本朝は存在せしむるも甚だ  
 稀あり周以前の錢は尚更珍奇なるもの絶てあり少のゆへ孔方圖鑿錢  
 譜等にも載せざるあり如何なる形容ありて何の文字等ありや取と知  
 るべ又上古の錢は鳥布と云々鳥の形は等しく目より下へ篆書と云々鳥  
 布と云銘あり目と覺しき所は糸と串き用ひたる由上品の唐金と云鑄

たり所持の入りりて見當るとも何れかの代の銘と云々と知らば又古書  
 にも見當らば何れ唐虞三代の内の銘と見へ秦の半兩の形質重目の如  
 く何れ周より後の錢は何れ此等地方志集にもありて此  
 の如く鳥の形は似たる錢と  
 神功皇后三韓御征討の節彼土より傳来と云説を載たり然るも右よ  
 り記し今所持したる人の鳥布と符合せしむる上古の錢と見ゆ  
 又隋の文帝の代は鑄たる五銖の後唐の高祖武德四年は鑄たる開元通  
 宝より以後の錢と平錢と云武德より寛政六寅年まで年歴千七百七十年  
 余は成る又錢の文は年号と鑄るより後魏の孝文帝大和十九年より始  
 る夫より以前の時の儒者も命じ文字の宜きと撰んで銘文とし詁書と  
 し之を書しむ開元通宝は平錢の最初より和漢事始は唐會要と



引て曰武徳四年七月十日開元通宝の錢と行人夏下通宝と以て錢の  
 大と久又譚賓録武徳の初開元通宝の錢と鑄る其始めて鑄鑄と奉る  
 日文徳皇后一亦甲の痕と指と因て又改めんと去ふ世俗玄宗皇帝の開  
 元中開元通宝と鑄るとも楊貴妃の爪甲痕と留と去ハ誤りありとあり  
 又丘瓊山の世史綱は唐の開元通宝ハ高祖の武徳四年は鑄る所よしと  
 開元通宝と称さるべきなり錢の銘及び其文字ハ歐陽詢の書する処俗  
 之と開元通宝と去へども玄宗の開元中ハ鑄るなりと記せり然  
 ども通鑑綱目ハ唐の高祖武徳四年唐始めて開元通宝の錢と行くと  
 あり孔方閣鑒ハ開元通宝と記せり近來山田氏の著せしなる權量換  
 記ハ古書と奉と記を余下ハ武徳ハ鑄る處の開元通宝を脊ハ甲痕  
 ハ重ハ八分五厘五毫武徳中高祖始めて之と鑄夫より三百年の間鑄る

絶るハ何れも多ク開元通宝の文と以て是と以て其錢亦多し示ハ  
 手してハ京洛桂陽等の文字と一字充鑄其厚薄輕重同しハ銅の  
 性ハ劣り背ハ甲痕ありと以て上品と久ハ尤も唐三世高祖帝乾元年  
 乾封泉宝と鑄南宗帝乾元元年乾元重宝と同二年ハ重輪の乾元と鑄  
 代宗帝の大曆四年大曆元宝と鑄ると去ハ何れも其數少し於て世ハ  
 普く行ハ開元錢と以てハ唐六典ハ曰皇朝武徳中悉ハ五銖を除きて  
 開元元宝と鑄るとあり唐書ハ開元元宝と云ふ此譜方是ありん然  
 ども開元通宝と諸書ハ出既ハ通鑑綱目ハ開元通宝と記ハ唐會  
 要ハ錢文ハ通宝の唱方ハ開元と云ふ始るとあり世人ハ開元錢と覺ハ  
 居ハ開元通宝と唱方ハ方可ありん知まハ和漢事始ハ是非ハ分  
 け世宗の始の年号ハ開元なるゆハ文字の合しと以て世俗世宗の代ハ

招めて鑄たると覺へし多るべし今ある所の開元錢の量目と量りしは  
 八分五厘六毛より九分五六厘中をのり代へ鑄たる錢連日本へ渡り  
 しと見へ開元錢の世より多し去あがり皆り帝痕あるハ掃あり又錢の  
 文より草字を用ゆるる宗の太宗皇帝淳化元年淳化元宝の錢と鑄る太宗  
 宸翰を以て書玉ひしより始りなりと侯清録に見へり宗朝以前の錢  
 ら篆隸八分真より書し草書あり古錢と云ふる漢土より六朝の比  
 より始り梁の顧頌招めて錢書と著し和漢より古錢と愛する人多し  
 錢の万代不朽の玉より古錢と携り人々長寿を保ち狐狸妖怪近付  
 て能くぐと錢神論より出たり初よりと壽は象より実より古錢の尊信を  
 へきものあり周の景王の宝貨と云大錢の二百四十年又及び今ある  
 存せり始皇の半兩より二十年余又及び和錢も和銅開珍より千八十年より

まゝの今尚右の品數偽所持する人より金銀の至宝と云へども上  
 古の形より存せり万代も形変らば果し錢の不朽の尊信あり  
 一本朝鑄錢の始りより人皇四十一代  
 天武天皇白鳳十二年癸未年四月銀錢とて銅錢を用ひ又其後銀錢を用ひ  
 しと日本記より出て銀錢と作ケしとい見へざるも紫がら白鳳三年  
 對馬國より初めて白銀出たるを銀錢と鑄たりと見へり古の大  
 判小判一歩あるの事あり砂金を用ひ或は金銀の錢の形より價  
 と定め行ひたるより人皇四十一代  
 持統天皇八年甲午春二月二日眞貴大皇朝臣磨勒大貳墨守入島實文連  
 本実を以て鑄錢司を拜せり所の錢を鑄るとの國史より見へたりと之を  
 始りより人皇二十四代

顯宗天皇三年始一斛之銀錢一文之督之日本記之出也其鑄錢之置也  
しての見之其止

天武天皇の御宇に至り我朝は始めて白銀出さば

顯宗天皇の頃の銀錢ハ漢本より渡りしものありんか續日本紀ハ人皇四

十二代

文武天皇三巳亥年鑄錢司を置き直大肆中原朝臣意美磨を以て長官と

と仰り左をたか本朝と鑄錢始りしハ

天武持統文武の三朝の心より始りしと見つる又四十三代

元明天皇の元年戊申正月十一日武藏國秩父郡より和銅を獻じ是月本

銅の出たる始めあり依て年号を和銅と改元仰りて鑄錢司を置のれ七

月近江國を令して銅錢を鑄せしむ和銅開珍と録文と鑄る同八月初

て銅錢を行ふ皇本朝銅錢を行ふの始めと云と續日本紀に出たる此時

始めて出たるありか

天武天皇の御宇銀錢を止て銅錢を用ひらるなりと云ハ不審とあり併し

上古も漢本との通商自在なれば外國より渡りたる銅を以て鑄たるは

や今和錢の形の残りたるハ和銅開珍と始めと云

天武の朝の銅錢ハ如何ある制りや古今錢譜等より見えん又往古も日本

錢唐土へ渡りしと見へ三才圖會より和錢六品を載たり

和銅開珍

萬年通宝

神功開宝

隆平永宝

元明天皇和銅元年之を鑄る十八十七年  
成る寛政六寅年よりあり以下皆同  
仲恭天皇天平宝字四年之を鑄る  
千。三十五年成る  
称徳天皇天平神護元年之を鑄る  
千。三十年成る  
桓武天皇延暦十五年之を鑄る  
九百九十年成る

延喜通宝

醍醐天皇延喜七年之と鑄る

乾元大宝

村上天皇天徳二年之と鑄る

右六品の漢土へ渡り通用したるを見えり此外は

富寿神宝

嵯峨天皇弘仁九年之と鑄る

承和昌宝

仁明天皇承和二年之と鑄る

長年大宝

同嘉祥元年之と鑄る

饒益神宝

清和天皇貞観元年之と鑄る

貞観永宝

同十二年之と鑄る

寛平大宝

宇多天皇寛平二年之と鑄る

右六品漢土へ渡らばと見へ三才圖會に洩るごとく以上十二品の錢を銅性製法より宜しく文字の融書を撰んで書し唐宋の錢より劣ら

ざる珍貨あり今本朝に存するもの少く別く和銅開珍方年通宝の錢あり

と至て稀あり以外の古錢開基勝宝太平元宝長平永宝等ハ天平宝字比

の錢よりよき珍貨を多く鑄出少きゆへに今曾ておし

村上天皇天徳年中鑄錢のりし後天正年中を凡そ六百年の間世の中兵

乱の多き鑄錢司の官も絶へ鑄錢の沙汰もあらず異國へ金と

交易して通用せしは依て唐朝の開元錢多く渡り其後宗元の錢亦多

く来り文明の大祖洪武通宝并ハ二世成宗帝の永樂通宝近代の如し

更渡りしゆへ本朝よき鑄錢をくねりしゆへに數百年此の如し

て遙世隔り武家の沙汰とて豊臣時代文祿通宝天正通宝錢を鑄ら

其後徳川祖宗のとき慶長通宝元和通宝と鑄せしむると云ふは文祿以

来の錢を真數少く海内の通用普ねのゆへ其後根り異國の通商と停止

せしむるゆへ外國の錢渡るを絶て欲くせしむ成たゆへ寛永十三酉  
 年唐金を以て多分の鑄錢なり寛永通宝を以て銘文とて往り六分五厘  
 重さ一匁二分あり之を寛永の新錢と唱へ悉く多く吹出せり之ハ古代  
 より在來る異國錢より劣らば銅性も宜く古錢と相交えて行はる其後寛  
 文の比清朝世宗帝康熙元年真鍮錢を鑄る康熙通宝と云此錢又多分の  
 渡り今通用錢より交り行はる年數百三十年余ある其後中華より錢の來  
 るをふし扱亦大錢の起りる唐金を以て鑄立たる釈迦の像十六丈の大  
 佛南都より往古よりありといへども平安城よりあるは付天正七年豊  
 臣秀吉始めて京都市廣寺より建立したる処慶長七年焼失し依て同十五  
 年秀頼再建せりて諸人偈仰り然るも彫りし唐金の空く無用は屬  
 するを厭ひ寛文四甲辰年執政松平伊豆守信綱命を受けて平安の佛像を

潰し錢を鑄立ちし形容様よりとも寛永の新錢と等しく銘文ハ寛永通宝  
 とし裏より文の字の印あり之を文錢と云ひ銅性寛永の新錢と殊りし  
 手薄まるる量目も尤今あり近代の和錢の内より尤も寂上りる其後  
 大佛と木像りと造立り諸人の偈仰昔しは香らざれば銅佛とて木  
 佛とて利便の音りあるを見ゆれば世界の事たる唐金と懸し佛像  
 として空しく費し置て實の惜むべきの甚しき事あり然るも錢を鑄て世  
 界も普ねく融通し今百三十年又ハ海内も充たる之を宋の信綱の  
 功勳云計り承し執政たる人之斯く卓越の行ひ有たるものあり佛の衆  
 生洎度のもよめり堂内は空しく立玉より諸人の助け國益を増し  
 万人の重宝とあるべきを佛意より叶ふべし漢土より後唐の武宗  
 帝會昌五年佛像を破りて錢を鑄世界も通用し諸人の惠と爲し玉の

してその其後元祿のホリノ宝永より東都に於て新銭を鑄るに  
 勘定奉行萩原近江守重英之に奉行して銅の雜物を交へ銭の形寶永の  
 新銭より小薄より位甚だ劣り寛永寛文の銭より量目大より輕し銘  
 大々寛永通宝を記せ又宝永五戊子年新入大銭を鑄らる圓徑一寸五分  
 表面より宝永通宝裏より永久世用と云文あり平錢十文より十文錢  
 と唱へ小銭と並び行をせしむるに士民大に不便利ゆへ嚴しく行を  
 り様令せしむるに民服せざる終る通用もたず付真より此大  
 錢を廢せしむる正徳五己未新銭を鑄らる形各銘文とも寛永通宝同然た  
 るに旨命せしむるに銅性頗る劣り然るも宝永の新銭より  
 格別勝り享保年中又新銭を鑄らる正徳錢と同品あり此比金一兩  
 二錢四貫文より四貫八百文より五貫文より

至る其以後元文四己未年初めて鉄錢を鑄らる銅の雜物を交へ之  
 を鑄る形甚だ小薄より位元の字あり錢の性銅の思きたるもの  
 て形質至て賤し量目五分あり其以前佐州に於ては鑄錢あり之を  
 裏より佐の字の印あり元文の鉄錢より徑より少し大きく銅性より少し  
 宜し久利州足尾銅山より鑄錢あり背より足字の字を記し何れも銘文は  
 寛永通宝より東都の鉄錢と同品あり寛永寛文正徳享保の外より鑄錢  
 ありたるより寛永通宝の銭の内より形より薄より銅性惡く或は徑より  
 の大小銅色も違ひ量目等の違ふありて錢數品より裏より長の字小  
 の字の文も異なる錢も何れも寛永寛文の銭より比ぶる悉く劣り  
 且目も同かりて語らるる元文の銭は尚又賤し元文以後延享より  
 天明までの間數十年の内江戸練深川錢坐并より大坂に於て鍋地鉄の錢

七年吹出し之と云く銭と云唐金銅と少しも入まば銅金すのめ鉄と  
 以て鑄造し磨き掛く文字も能書と撰むと云ふは其の形  
 なるの位次第も賤く成行き古への銭に比して其の差は  
 一と算と云ふは其のよはく併し寛永寛文の真銭又と開元洪武永樂  
 等の上品も今のごく銭よりも一銭の一銭もあると云へ通用し障  
 りのあつたは其の割と費をも多し第一銭の力代不札の貨幣も周  
 秦漢の銭等も二千年も及び今も存も唐の開元通宝の歐陽詢が筆跡北  
 宋の淳化元宝の太宗帝の宸翰大觀通宝の銘の徽宗皇帝の勅筆あり  
 銭の世界の至宝たるは昔の高貴の人又の能書と撰んで書たり右の  
 も記と云く和銭も古への銅性味と銘文も時の公卿能書の善なる人  
 之と書し教品漢土へ渡り彼國に於ても尊と云ふ者し今の銭渡りか

が貨の位劣りたると異國へ向へ残念あることあり明和壬戌子年勤  
 定奉行松平伊豆守奉行として鑄銭なり之ハ四文銭とて真鍮を以て鑄  
 立徑り八分背は青海波の文なり年々鑄立て當時通用の四文銭に至て  
 を悉く小薄もあり真鍮の性も劣り裏文の波も一筋減し三筋も成り徑  
 り一七分五厘目方も一匁三分もあり最初鑄立たる波も四筋の四文銭  
 と今一向あく定めて追々銭坐の方を集り今の小薄軽目は吹替たる成  
 べし當時の鑄銭請負人ゆりて商賈の爲に吹出せしむれば請負人の  
 私りて量目も軽く形容も小薄も改めしある欲又を奉行の差圖を以て  
 最初鑄たるものとハ平銭四文の替りて成りしもの價もして之を行ひ世上  
 通用滞りあり比は至り真鍮の文物として性も落し量目も減して四  
 文よりたるも左にわが一旦万民を欺きたるも當にばとや奉行の

下知よを所るまじ然もバ請負人らりの私りと海内通用の貨幣と輕ん  
かるて不届の至此上おし其筋の役人急度亂しりあるべきとあり如何  
の誤りも四文の通用なる四文錢取初吹出しの比の量目と替りたるや  
不審とあり心も四文錢ハ田舎ヤでも通用滞りなく近來ハ吹止とて成  
たり先年水戸城下はわがて寛永通宝の錢と鑄たり近來天明甲辰年  
松平陸奥守領令中通用のため願よ由て鑄錢りり形容あが角よして仙  
臺通宝の銘文りり領内計りの通用よして他國の通用と堅く禁せし  
たり之も則ち錢あり

日本錢は繪錢とて大黒錢赤子錢助引錢念佛錢頭目錢福壽錢敬々し  
藤の丸とて其外種々の繪錢りりて今偶蔵せる人りり何きの代は鑄た  
りしり也通用錢よハりりぐと見えりり鑄治りり戲りり鑄たるりりゆのよ

や其誤り知まじ併し助引錢も中平錢十文の間は一文充塚よ入まて  
通用したるとい説りりとも慥りある正説と知らば助引一文ハ平錢十  
文は替ると云其外和漢より偽品と唱める錢りり之ハ

天子將軍の免許と得むとて竊りて持てる錢と見へりり就中異國は多  
く本朝よも中古よハ有と見へりり年号もあく何の世の錢と云てりり知ら  
ざる物間ハりり又天文比鑑と云惡錢と密りり鑄て永樂錢よ云と云  
遣ひ其後慶長寛永の比り竊りり鑑と新錢りり交へ遣ひ其比制禁の嚴  
令りり併し百年以來ハあらりり見えりり

但し天保六赤年百文錢と鑄始めたり目方六匁りりて其形隨圓表り  
天保通宝裏は當首と云銘文りりて其下は花押りり此錢慶應元丑年  
すか廿余年の間之を鑄明治五申年より一枚八十文の通用と成又文



182  
20  
173

改正地方用貨銀 卷之十一

久二年戊辰<sup>イヌトリ</sup>年文久永宝<sup>イノホウ</sup>の錢<sup>ゼニ</sup>と鑄<sup>イ</sup>る初<sup>ハジメ</sup>寛永<sup>カンエイ</sup>通宝<sup>ツウホウ</sup>の四文錢<sup>シモンゼニ</sup>と同じく四文<sup>ツヨク</sup>の通用<sup>ツヨク</sup>ありしが後<sup>ノチ</sup>一枚<sup>ヒトツブ</sup>八文<sup>ハチモン</sup>或<sup>シ</sup>十六文<sup>ジュウロクモン</sup>の通用<sup>ツヨク</sup>とあり之<sup>ノ</sup>も明治五年<sup>メイジゴトウゴ</sup>より一枚<sup>ヒトツブ</sup>十五文<sup>ジュウゴモン</sup>の通用<sup>ツヨク</sup>と成<sup>ナリ</sup>目方<sup>メカド</sup>一枚<sup>ヒトツブ</sup>三分<sup>サンブ</sup>の物<sup>モノ</sup>なり或<sup>シ</sup>ハ一匁<sup>イチモン</sup>の物<sup>モノ</sup>なり一様<sup>イツヤウ</sup>あり久<sup>キウ</sup>嘉永<sup>カエイ</sup>年中<sup>ナカ</sup>深川<sup>フカガハ</sup>銀坐<sup>ギンザ</sup>より四文<sup>シモン</sup>のむく錢<sup>ゼニ</sup>と鑄<sup>イ</sup>初<sup>ハジメ</sup>真鍮<sup>シンネウ</sup>錢<sup>ゼニ</sup>同様<sup>ドウヤウ</sup>の通用<sup>ツヨク</sup>ありしは明治五年<sup>メイジゴトウゴ</sup>より此<sup>コノ</sup>錢<sup>ゼニ</sup>八枚<sup>ハチツブ</sup>と以<sup>テ</sup>十文<sup>ジュウモン</sup>一枚<sup>ヒトツブ</sup>付<sup>ツキ</sup>一の通用<sup>ツヨク</sup>と成<sup>ナリ</sup>同<sup>ドウ</sup>嘉永<sup>カエイ</sup>度<sup>タク</sup>武州<sup>ブシウ</sup>小菅<sup>コサガ</sup>より一文<sup>イチモン</sup>のむく錢<sup>ゼニ</sup>と鑄<sup>イ</sup>是<sup>コノ</sup>も明治五年<sup>メイジゴトウゴ</sup>より十六枚<sup>ジュウロクツブ</sup>と以<sup>テ</sup>十文<sup>ジュウモン</sup>一枚<sup>ヒトツブ</sup>六分<sup>ロクブ</sup>の通用<sup>ツヨク</sup>と成<sup>ナリ</sup>四文<sup>シモン</sup>のむく錢<sup>ゼニ</sup>一枚<sup>ヒトツブ</sup>目方<sup>メカド</sup>五分<sup>ゴブ</sup>一文<sup>イチモン</sup>同<sup>ドウ</sup>目方<sup>メカド</sup>二分<sup>ニブ</sup>五厘<sup>ゴリン</sup>なり此<sup>コノ</sup>兩品<sup>リウヒン</sup>を共<sup>ニ</sup>鍋<sup>ナベ</sup>錢<sup>ゼニ</sup>の惡<sup>アク</sup>錢<sup>ゼニ</sup>ゆへ俗<sup>ソク</sup>よ之<sup>ノ</sup>と鍋<sup>ナベ</sup>錢<sup>ゼニ</sup>と云<sup>フ</sup>

改正補訂地方凡例録卷之十一上畢

田

18  
20  
17

改正  
補訂

地方凡例錄

十下

東 京 圖 書 館				
冊	號	架	函	類
門	類	函	架	號
冊	號	架	函	類

和書門

改正補訂地方凡例録卷之十下

高崎

大石久敬士恭著

一永樂錢之事

附九六錢発り并錢之鳥目之事



明朝の永樂錢関東の多き詠の中古治乱記曰く應永十年八月二日  
 未の刻より大風吹起り堂社民屋悉く倒没し翌三日巳の刻に至り漸く  
 風静かりたり其日申の刻は唐船一艘相州三崎浦に漂着し其に銀鑲  
 の管領足利左五郎督滿兼下知らりて印東二郎左五門貞次梶原能登守  
 景宗三浦備前守義高と奉行とて詮議せりけるは惡風由て漂着の

由は付船中の雜物と点検せらるる唐金の永樂錢數千貫文と積るる則ち  
船と抑留し使者を京都へ上せ將軍義瑞入道新將軍義持へ訴へし關  
東着岸の上の滿兼得るるをべしとの命は付船中の財宝残らざる其  
代りとして品々と遣はし船と販唐せり其後滿兼評議ありて若干の永  
樂錢を徒らに費はべりて法を定め之を用ひ其後遂に年々經  
て天文十九年の頃關東の諸氏鏹と去惡錢を鑄出し永樂錢を交へて同  
じ直段は用ひしうと賣買の華市中を彼惡錢と論じ関争止む時あり  
喧し然るる天文の赤北條氏康關東八州と後へ諸士悉く其下知を受  
たり其時氏康去島月と品々をばり其位永樂錢の及ぶかのふし由て  
自今關東を永樂錢を用ひ他錢を禁ざりし一よと錢の善惡日と同一と  
語らばるるが第一よと民の関争と止め三よと賣買の障りと除らんが

為ありとて家臣山内信濃守定信原越前守貞康の命を庄郷村里の  
辻より右の趣と書ける札と建りしより由り自然と他錢の廢り上方のそ  
上の永樂計の關東を止する此時より古來在來の錢并に交へ用ひし鏹  
と京錢とを其後天正十八年秀吉公北條氏と合戦し日本一統の上關東  
八州と徳川氏の封と其後関原戦争の後慶長八年徳川祖宗將軍の  
宣下ありて同九年正月より悉く永樂錢を用ひ然るるも一向鏹と棄る  
るものありて他錢四錢を以て永樂一錢の代りしをべしとの命あり  
しが其后又商民の難儀ありと由り付同十一年十二月八日大久保相模  
守本多佐渡守の命を以て永樂錢を停止し鏹を多用せしと江戸練日  
本橋へ高札を立てたり此節天正文祿慶長の鑄錢せし行はるるも由  
り其後の永樂も諸錢と存しく一致しして用ひしと見へるる永樂錢

天文十九年、秀て諸錢の勝り、慶長十一年、中、五十七年、月、銀、又  
秀でたり、其、后、今、至、り、和、漢、の、好、惡、差、ひ、の、善、惡、の  
差、別、あ、く、一、錢、の、通、用、あ、り、右、の、説、ゆ、へ、永、樂、錢、今、關、東、の、多、く、余、國、の  
少、く、あ、り、

但し右應永十八年八月二日唐船漂着し永樂錢數千貫積來りしと  
を本文の通り諸書に出其外里人談より見へ又代官小宮山奎之進が  
著したる田園類説より同様なりといへども永樂錢ハ明の二世成  
宗皇帝永樂九年に鑄造せしものなりと我朝の應永十八辛卯年、當  
マヨ利義持へ訴へしと云年歴と合せず不審とあり若し應永二十  
年八月二日あると日記は十年と書誤りたるも知るべし尚、  
考

一九六錢の起り、和漢事考の錢九十六文と百文とありて本朝古へ其、少  
汰、ふ、し、漢、主、り、て、其、代、り、は、隨、て、錢、の、目、を、換、き、て、百、文、と、し、り、て、我、  
國、も、そ、と、且、利、時、代、天、文、の、頃、鐵、倉、の、管、領、上、杉、憲、政、の、若、臣、長、尾、某、季、其、  
制、と、立、て、し、り、り、始、め、る、と、云、長、尾、云、敵、兵、五、國、入、る、と、云、た、り、町、人、地、下、人、  
逃、散、て、其、処、に、居、る、人、少、く、物、を、買、う、べ、き、様、が、し、然、る、と、云、た、り、之、と、取、  
鎮、め、て、世、の、中、穩、り、の、豊、と、あ、り、絲、バ、代、物、の、買、ま、さ、る、の、故、に、豊、と、あ、り、  
世、も、必、ら、ず、關、道、の、と、長、久、の、政、も、な、ら、百、文、の、錢、と、四、文、充、た、ま、さ、り、用、  
ゆ、り、て、然、る、べ、し、其、上、錢、を、遣、う、偶、の、數、を、奇、數、と、あ、り、九、十、六、文、あ、れ、バ、  
端、も、欠、れ、出、で、九、十、六、文、と、以、て、百、文、と、し、九、百、六、十、文、と、一、貫、文、と、極、た、  
ま、と、り、田、園、類、説、より、上、杉、の、家、臣、領、分、へ、商、人、入、込、領、分、の、錢、と、他、國、へ、  
持、行、き、百、文、の、内、と、四、文、充、省、き、て、渡、せ、し、由、と、記、せ、り、又、一、説、より、信、玄、の、

家臣無算の人の為に始りて云ひ又百と目扱よりて用ゆる漢土は  
 其前よりなるともあり元を世俗は云仕料相場と云様あるものにて百文は  
 直段せし物と九十六文より拂ひたるものあり上杉の臣九十六文を以  
 て百文とし信玄の臣又此説と始りたると云は後人附會の説ありべし  
 既に寛永新銭の頃より集數の爲に九十六は成たるべしとい宮山氏の説は  
 勿論諸國一統の爲りてはあらず上方関東の諸國と東國北國西國筋田  
 舎々多分調百と用ひ奥州も白川領より東と調百あり北國は越後高田  
 の城下より北と調百九州も肥前長崎市中井り豊後日向代官所計りて  
 九六其外は悉くて調百あり或る説は慶長の比永樂銭と銀四文の通用  
 命せしむるに永樂銭と他銭と交易するに永樂銭百文と銀四百文と  
 取替るるに永樂銭百文の内一銭充其家の口銭は除きて渡したる由其

遺風鑑より移り百文の内永樂一銭の價四文を除き九十六文と以て百  
 文の勘定は通用はと云説あり今遠國は九六と用ひて調百なるを見  
 て々此論正説あるべし又端銭勘定も不尽出でて仕安の爲に九十六  
 六文を以て百文と立たりと云り宜あり小宮山氏の寛文の頃より始り  
 たるあるべしと云て慥に成証あり是以て推量の説あり地方落穂  
 集り時代を知りて百文の銭と三六八十二十六廿四と云は割とれたる何  
 れ不尽の出るものあり之と九十六文より割と不尽ある通用自在な  
 りを以て九十六文は極めたりと又天地の數盈と欠る道理よりて物  
 の満ると嫌ふて四文を除き旁九十六文と百と立たりと云は異説區  
 々あり其端詳ありと云は論する處算勘の爲に九十六はしたる  
 方可ありん歟漢土よりて梁の武帝のとき破嶺より東の方と銀八十文

大正十二年四月一日

と以て百とし之を東錢と名付け江郡より上の方を七十文と以て百とし之を西錢と云ふ京師を九十文と以て百とし之を長錢と名付く唐の昭帝のとき京師を八百五十文と壹貫文とし河南府を八百文と壹貫文と久又後漢の隱帝のとき三司使王章官錢を出し毎々七十七錢と百と比之と壹貫と云ふ此法五代の漢より始ると筆談に出たりと和漢事始より然るは百文の數を調自せば貫數と減るると漢より起る本朝も其風移りたる者あるべし

一錢と鳥目と云突りハ上古鳥の形ある錢なり其目と覺しき外は糸と貫き用ひたり此錢我國へ渡りしが  
神功皇后摂政の御時彼土漢の代は當り西漢土より殷の箕子殷は周の後周の武王殷の箕子と今の朝鮮は封じたると久人民蕃財と朝鮮へ携

へ行しと云り其時殷の錢と符渡り漢の糸を彼國へ傳りたりし

と  
皇后持来り給ふと見へり去あが前にも記はるく鳥の形の錢は何と  
の代は用ひたる者や古錢の書より見へば尚又

皇后三韓より得よふと云と國史にも見當らば左をねが出処正し  
勿論鳥の形は鳥布と云銘と篆字を書たる錢々上古の錢の由云る  
人のまを更へたるも云ふねが并し鳥目と名付るも錢の形九く中  
は孔の形を鳥の目と似たるも古來名付たることとを左より謂を  
しつるまじき様と思ふことと前条の趣正しき出所はらるることと又  
錢百文と十匹と云と古へ駒曳錢通用のとき一錢と錢十錢の代へ且  
錢十文充の境目駒曳一錢と入と錢百文は駒曳十錢を加へて一筋は

二百文充あり駒引たるより由て壹文と一匹と云ひ銀百文あり駒曳十銭  
つるゆへ百文と十匹壹貫文と百匹と唱ふると云く落穂集より出たり

但し本文より仕掛遣ひと云く関東よりあく上方よりつる事也  
及令と物と買取と云く上方の銀遣ひるれが銀百五十二文五分りて買  
ひ金子と以て拂ふと云く金の時相場六十壹文あるれが金二両一分拂ふ  
べと云く仕掛と云く壹兩と六十二文の相場よりて拂ふゆへ二兩一分  
二朱と銀五文二分五厘拂へが壹兩一壹文充の仕掛りて二文二分五  
厘と買方の徳の様成りあり錢りて拂ふも錢壹貫文の相場及令が  
銀十三文五分の処十四文よりて錢拂ひよまれば五分の仕掛あり銀  
りて拂ふと云く銀の秤りて掛け相場あるゆへ仕掛拂ふと云く  
依て物と買ふと云く仕掛ふし正銀拂ふと云く由と断りて直段と極ると

あり江戸練をどりては錢りて物と買ひ金子と渡し釣と取ると二朱  
は付七百十二文の時相場ある処差引一付七百十六文と請取釣と  
出はとりの相場より直段と取下け則四文の仕掛りあるあり

一永發りの事

永と云く形と云く金の異名の様あるゆへあり然きども諸國と云く金の  
異名と永と云くゆへは永と唱ふるを勢州より東の方の料所と云く  
名よりて勘定所へ出は書付諸帳面等を用ふる名あり町人百姓をどの  
内証の取扱ひよりて永と云く書るは金何両何分何厘と云く錢幾許と云く  
書私領りては金銀錢と云く書るは永と云く書るといふしむも私領なりと云  
割付帳よりて永と云く書るといふり又官府へ差出は書物々多分永と書る  
あり又料所は近江國より西上方中國四國西國より永と云く名目あり



年貢其外より凡て銀何れぞ書て銀勘定あり又永と云名目々古代々  
 曾て多たるとして足利時代明朝の永樂錢日本へ渡り前条は記をよく應  
 永年中永樂錢多分關東へ漂着し關東一田は永樂錢通用ありし処唐  
 金の性其頃の他錢とを拔羣し勝を日本にて鑄たる鑄錢と目と同く  
 語るべきものより依て慶長年中永樂錢の鑄四文の代りより通用  
 まるべき旨を命ぜりし其頃年貢の納めの時分は付田の年貢の納りて  
 納め煙の年貢は小判歩判の通用と未だ民間にはあらずとあり永樂錢は  
 て納めたる若し他錢とを納むるは永樂一貫文の代りより四貫文と納め  
 其後歩判小判等追々吹出し民間通用自在ある時節に至り西替金一兩  
 一永樂一貫文は極り鑄四貫文は替る當時の両替の時の相場は引  
 替もその頃より金一兩は永樂一貫文と以て定直段とをり夫より何時

とあり金の異名の様は成り永樂と云と永と計り唱ふる様は成り料  
 所は永勘定は致し其法の任易き為あり金と云はるが金何百何十何  
 兩何分銀何分何厘何毛と一分より下は銀と付け夫より又相場  
 の錢と付け三ロは勘定と致さるが致さるが永と云何百何十何  
 貫何百何十何文何分何厘と一ロとて清し二百五十文より下の端永を  
 時の相場は錢と付け追より又金相場はるる上方より西國の銀遣ひ  
 の所計りしして關東へ凡て銀六十文と金壹兩の定直段より公納其外  
 商家の取遣は金へ相場と云とあり錢の相場はるるより付り替  
 りとあり金壹萬の錢五貫文の時より又五貫五百文の折も有りて日  
 く時々の相場はるる銀とて買ふもの定直段あり然るも永と云名  
 目々足利時代より起り永高格にて金公納の諸勘定より金と書るべきと

永何程と書き用ふる慶長年中壹歩判あぶの通用始りてより以後  
のさよて慶長と永の始り又最初永樂錢何程と云と略語より永  
と計り書し多ねども中頃より勘定書の爲り壹文の下り何分何厘何毛迄  
付る様成しと閃の當時永樂錢銀同様成たると其名を残り  
永と云ハ金の異名の様成たり

一永法説集曰金壹兩と永壹貫文と云と有り中古算數の上りて後令が  
金壹兩は銀六十匁と云と有る此六十匁と相場六十匁と割れば則ち  
壹匁成る之壹兩と壹貫文と名存たる根元あり此の如き法と立る所以  
を上方西國筋を凡て銀勘定かへ一筋と消ども関東へ金勘定を付何  
百何十何兩何分銀何匁何分又と錢何百何十何文と三様成勘定之六  
しくして之を永と云はば何貫何百何十何文何分何厘と一筋ある故

永と云と云立たりと有り小宮山氏の評凡て其物有りて其數有り金  
銀有りてを相場有りるべし今の金銀へ慶長以後より始り永の名目  
起りし迄ハ一分小判丁銀も亦し左をわび金壹兩と銀六十匁と立夫を  
除きて一と成るゆへ永壹貫文と立しと云と無誓の説あり永の始り  
今の壹歩小判等の始りぬ以前足利時代永樂錢日本へ渡り唐金の性  
宜しきゆへ永樂一錢を銀四錢の代へ其後慶長に至り小判が判等  
間へ通用始りし処金壹兩は永樂錢と云と壹貫文銀と云ハ四貫文と  
へたゆへ永樂の永と取て勘定の仕易のゆへんが爲金壹兩と永一貫と  
しく厘毛逆勘定と立ると成りしと云説も亦り宜あり永法集説は  
如くゆへに關東のと永と用ゆべき謂ふし上方西國を銀遣ひと云  
と云壹歩小判等も有りて通用し金勘定ゆへを海内まで永と用ゆ

ぐきとあるの限東のより限るるを永樂銭の通用始より起りし  
こと固より言と候なき

一分限扶持之事

附扶持米二合半始之事

代官并代手代出役扶持諸人用定之事

代官障屋引越入用定法之事

一扶持方之割

七十俵より九十俵迄

五人扶持

百石より百四十石迄

七人扶持

百五十石より二百四十石迄

十人扶持

二百五十石より二百九十石迄

十一人扶持

三百石

十二人扶持

是より以上五十石より一人扶持充増以

八百石

廿二人扶持

九百石

廿三人扶持

是より以上百石より一人扶持充増を

三千石

四十五人扶持

三千百石

四十六人半扶持

是より以上二万石より百石より一人半扶持充増以

三千五百石

五十二人半扶持

四千石

六十人扶持

五千石

七十五人扶持

一万石

百五十人扶持

是より十萬石より一萬石は付百五十人扶持充増以  
右の通旅行扶持方と定めらる上洛其外とも分限高は應に之と給ハ  
る尤も万石以下の者関を越るとれば一倍関のあた処を廿五里外を一  
倍関内并は廿五里内を五割増万石以上を関外の有無并は道法の遠近  
は拘りて五割増京都大坂伏見長崎番々万石以下を知行高の倍万石  
以上を五割増駿河番々万石以上を廿五割増の定法あり

一今一人扶持一度米二合五勺は定よりたるを寛永年中松平伊豆守信  
綱執政のとき工夫を以て二合半の定法始まる一説より豊臣時代は始  
めしと云説もなるとも政談より信綱始めしとるものと定説あるべし又  
軍中筆城等の兵糧を一昼夜一人三升充の法の由あり

一城北鄉村引渡し或は論所大檢使朝鮮人來聘日光法會の賄掛り音讀処  
掛り等の何品より凡て代官自分支配所外の用として旅行の節の入  
用左の通り

一代官を分限高より渡り  
一関所を越るとしたを五割増し関所を越るとしたを一倍増関所あた処  
廿五里内を五割増廿五里外を一倍増何れも江戸より陣屋より  
出立の日より歸着の日まであり

一宿代一箇月銀三枚充  
一筆墨紙蠟燭代  
但し筆は一匁は付二對物墨は一匁形蠟燭ハ廿匁掛入用高の勤  
日数又用の品は應に吟味の上之とらるあり

一手代一人、付三人扶持

一足輕一人、付一人半扶持

但し割増の儀ハ代官の扶持方と同じ

一城の引渡し大検使等ハ手代二人書役一人、限る若し予細りて多  
人数と引連ると其其記と前申立検見以後の出立あるが五十俵  
月割の雇手代一人相立朝鮮人來聘日光法會其外莫大の用向て手  
代大勢入用のとらんと人数と極て同ふとあり其節ハ雇手代一人、  
々限らば事ハ應じ人数と極て之と同ふべし

一手代書役足輕小者並定法の木錢

手代書役用人役一人、付

足輕小者中間

一 治三十五文  
一 治十七文

一 治十七文  
一 治八文

一代官旅行の節朱印を給するに本馬六匹内二匹と人足四人、代

へ長持一棹人足四人と給するに朱印給するに賃人馬と給するに

々本馬五匹長持人足四人支配所内通行の外往還ハ賃錢とらんと又

支配所内通行を人馬とも無賃に村より差出は定法あり

一手代一人、付本馬一匹書役一人、輕尻一匹、充是亦支配所の外のも也

又足輕の前々輕尻度りたる外近年改正りて止たり

一大検使又々普請等の筆取入用の節筆取一人、賃銀二匁充又繪圖引

入用ありと然る伺ひの上一日銀四匁充の積りて渡は尤繪圖の

粗密より由て一日幾枚書と云と其繪圖を差出したる上勘定所吟味

より日数と極るとあり

一代官陣屋引越其外陣屋より公用より出府する節の入用道中往還の

日数と調つて代官々々限扶持と渡込引連人数々左の如し

- 一手代一人
- 一侍三人
- 一中間五人
- 右之外道中木錢米代と渡込
- 一本馬五匹
- 一公用長持人豆四人
- 一書役一人
- 一足輕一人
- 一陸尺四人

- 一手代一人本馬一匹
- 一書役一人輕尻一匹

右の通り入馬賃錢支配所の外何れも之と給つるあり  
 一陣屋引越の節代官の家族并一手代書役別段より引越之所の人数家族  
 と其道中入用々々代官の諸入用の内より出し別段より入用と定むべ  
 尤も新々々代官と命ぜらるるより又ハ其場処替等より引越とたハ手當

と給つるより或ハ年賦拜借等と命ぜらるるあり

但し代官ハ場処替寄替等の節ハ前々々上方関東とも郷村引  
 渡したる日迄の諸入用と給つり受取る方々も受取たる月より  
 渡したる処方今ハ関東々々郷村引渡したる月より先二箇月分の諸  
 入用元高の通り給つり上方より中國西國筋ハ四箇月分給つり  
 勿論不首尾等より役と免せらるる筋等ハ代官へ々右の例あり  
 必只郷村引渡しの令と給つる迄あり受取方ハ前々の通り上方関  
 東ハ郷村と受取たる月より諸入用と給つるも右の如く寛政  
 五五年より改正ありたり

一手代公用より旅行の節ハ扶持方其外入用々々右も准び尤も論所其  
 外品も寄てハ雇小者一人出立より歸着まで一日賃銀百三十二文充

の日割と以て渡り川越等なる外々川越賃の官費の立る又公用先よ  
り飛脚と以て伺ふべしと叶ふる用事なるとたハ一里八十五文充の  
積りの賃錢と給する事あり  
一代官弁の手代支配所用向くハ扶持方木錢筆墨紙燭其外ハ馬賃  
錢とハ別官費ハ立ば定式諸入用の内と以て勤む心ハ檢見入用々  
支配高の多少ハ拘るべし金五十兩充定式諸入用ハ筆墨紙燭別段ハ立  
る事あり

一民間金銀通用始之事

附金銀本朝出始之事 佐渡金山始之事  
信長金弁一申金但馬南條之事 金銀兩目起之事  
金百匹と唱る起之事 金銀坐始并包金之事

金銀通用之事

本朝金銀通用の事ハ於て之往古如何ある制とて用ひたりしや舊記よ  
も詳らるる中古以来ハ砂金と用ひ又筆金とありて鑿と以て金を切  
り遣ひたる由又銀と用ふる事ハ何色の代より始まるや知まば今の制  
の小判歩判々慶長元丙申年始めて小判歩判と制したる事ども未だ其比  
々民間ハ行渡らば自由ある事ども慶長年中徳川家ハ於て精金銀と以  
て大判小判分判并ハ銀錠丁銀或ハ碎銀豆板等々多分ハ改立民間通用  
まへき昔の命ハ依て金銀坐と立始り國內の通用自由ハあり金一兩の  
價銀六十文上方ハ時の相場なりて六十文より内ハあるとたれハ外ハ  
ある節ハなり錢々金一兩ハ凡四貫又其後相場ハ四貫五六百文五貫  
文程ハ成ともなり金ハ日本國中通用を始へとも重ハ関東用より

銀の上方より西國筋のより弘より勢州より東へ通用自在あり然る  
 り慶長年中より年数凡そ百年の間慶長の新金銀と用ひたる処元禄八  
 乙亥年金銀の数量と増し殖んぐ為に金銀銅鉛錫と交ぜ金と吹せり  
 と大小歩判の外は二朱金を鑄何れも元の字の極印ありと云ふも金の  
 位大より劣り真金の色と失ひ恰も真鍮のごとく之と元禄の新金と唱へ  
 國內より行ひたり又銀錢碎金より銅錫鉛と加へ数多吹出し是亦元の字  
 と印して通用以而して慶長の純金銀と通用と禁せざりたり銀は又宝  
 永三丙戌年鉛錫銅と多く加へ銀の位違ふより劣り宝の字の極印と打之  
 と宝永の新銀と唱へ其色黒黧よりく赤く賤劣とあり其後又種々の雜  
 物と多く交へ加へ宝の字と二箇打て通用を程よく又其上は雜物と赤  
 多く増し加へ宝の字と三箇打ち暫く用ひたりたる処尚又精銀少く入を

銅錫鉛等と重し加へし吹出し宝の字と四箇打つ之と四宝銀と唱へ通用  
 然るも白銀の色はあく鉛の錯たる様成中のあり其比錢と其易を  
 りより一匁十八九文錢廿文と限りしは國土の至宝たり金銀と箇様の  
 位次第は賤劣よりあり若し異國へ渡りぬる 皇國の恥辱甚しきことあり  
 然るも宝永六己丑年金銀の位賤く成たるを歎せり元禄の惡金と止  
 め慶長の純金は復せんと云れども金貨の教悉く減るより由り急な改め  
 て世上の障りより成べしとの旨を先暫く小判歩判の形を小薄し  
 て重さの半減の積りよりして小判二匁四分歩判六分は吹立乾の字の極  
 印と打ち二朱金の停止せり之と乾金と云ひ文字金と云ひ行へ其後  
 正徳二壬辰年元禄の金と止め慶長金を復せしと云命より由り乾金亦  
 賤く成り一兩の錢二貫五六百文よりありたり同四甲午年古來のごとく

正徳二壬辰年元禄の金と止め慶長金を復せしと云命より由り乾金亦  
 賤く成り一兩の錢二貫五六百文よりありたり同四甲午年古來のごとく



慶長金通用と命せりて、<sup>ナホアラ</sup>種新なる小判歩判と造らるる金之位重  
 目とも慶長金同様の小判一兩の重目四匁八分一歩と一匁二分は吹立  
 て慶長金と並び行ひ元字金乾金通用と堅禁せらるる之と新金と云此時  
 金一兩は付錢四貫八九百文と換る大判と未だ造らぬ元祿の大判と用  
 ひ其后新金と吹増し享保七壬寅年より元字金乾金と弥堅く停止せり  
 と新金計りの通用は成る同十二丁未年新金の大判と掛目三十六匁は  
 鑄立元祿の大判と止めりる銀と止徳二年純銀と以て造らしめ慶長銀  
 同位は成る然もどし海内は行渡るべき程未だ成就せざるも元文祿銀  
 宝永四等の悪銀とも廢せぬ新銀と並び行るる依て好悪六等の銀夫  
 は價多少なり士民とも是は甚だ苦しむ新銀一錢目は四ツ宝銀四錢目  
 と替り享保三戊戌年純銀と以て新銀と吹増し同七年に至り新銀の

負數海内は行渡るべき程は成たるも元祿以来五等の悪銀厳しく傳  
 止せりて新銀一品の通用は成り世間一統穩らるる成たり然るも元文  
 元丙辰年金銀吹替の儀と命せりて金と銀銅錫鉛と加へ小判歩判等  
 の形も少し薄まりて小判の掛目新金の一錢目三分と減じ三錢目五  
 分歩判も九分は吹立銀も銅錫鉛等と加へ銀銀碎銀とも夥しく吹出し  
 位格別は劣り金銀とも又の字の極印を打ち文金銀と唱へ海内通行と  
 命せりて新金銀と古金銀と唱へ通用と停止せり凡と古金と文金と  
 と五割差ひして引替銀も格別價差ありと云ども五割差を遠くは當分  
 と古金銀も世上一流布せし然近年に至りて何方も隱るるや一向當時  
 の者を見たるもよふし其後金銀吹替あり然るも明和五戊子年五匁  
 銀と造らる長さ凡と一寸幅五分程と四方の端は兩龍の紋なり金一

改正日本貨幣 卷之十一

分は三片充て換る関東より銀の通用あり歩判計りて片一歩と割り用  
ゆるとゆへ下の弁利の為とて命せしむる元來銅錫銀等と多く入る真  
銀を少しとて五錢目より替るやうの位あるゆへ江戶・鎌市中も通用せ  
況況て遠國へ勿論在りも通用あり悉く准儀に及ぶ村一兩年して通  
用せ止らば安永元壬辰年精銀を以て二朱銀と吹替へ南鑛と唱へ通用  
を四方の端は星形なり表は以南鑛八斤裏は銀坐と古銘文なり是は五  
換小判一兩裏は常是裏銀と古銘文なり是は五  
分銀と違ひ純銀ゆへ色も美しと量目二匁七分なりて通用し銀七匁  
五分の價ありあり村田舎々でも通用宜しく金と同様あり

一本朝金銀之盤飭之事

抑我國金銀の始りて人皇四十五代

聖武天皇天平二十一年乙丑年二月陸奥國の百濟王敬福より初めて黄金を

獻す其と死の節は我國へ開闢以來黄金と人の國より貢ぐことあり共

我土よりあるありしは此度黄金を貢ぐと 獻感淺くはらるの旨

勅命あり是より歷代陸奥國と方今五國より黄金を貢ぐと絶えざる續日本

記より天平廿一年

孝謙天皇御受禪勝宝と改元なり其と死中納言家持の和哥より○皇の御代

栄えんと東ある陸奥山は黄金花咲と詠せしむる由り黄金の出た

る山と金花山と号し代々黄金を掘出して獻じたる由世俗に傳へ今も

金花山より黄金彫りて山師とて之を願ふとりへども弁財天の

惜と手入由りて今も休山あり此事實事ありは國益とありて金銀を

空しく土中へ埋め置て笑ふ惜とて余りあり又四十二代  
文武天皇五年辛丑三月對馬國より黄金を貢ぐるの事大寶と年号と附

玉<sup>タマ</sup>と<sup>ト</sup>是<sup>コト</sup>又<sup>モ</sup>續<sup>ツ</sup>日本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>見<sup>レ</sup>ゆ<sup>レ</sup>也<sup>ト</sup>

聖武<sup>セムム</sup>天皇<sup>ノ</sup>の詔<sup>ノ</sup>命<sup>ヲ</sup>と見<sup>テ</sup>て<sup>テ</sup>對馬<sup>ノ</sup>より黄金<sup>ヲ</sup>と出<sup>シ</sup>たる<sup>事</sup>より<sup>テ</sup>外國<sup>ヨリ</sup>より來<sup>リ</sup>し<sup>テ</sup>奉<sup>リ</sup>し<sup>テ</sup>ある<sup>事</sup>を<sup>シ</sup>白銀<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>四<sup>十</sup>代<sup>ノ</sup>

天武<sup>テンム</sup>天皇<sup>ノ</sup>白鳳<sup>ノ</sup>三<sup>甲</sup>戌<sup>年</sup>對馬<sup>國</sup>司<sup>恩</sup>海<sup>造</sup>大<sup>國</sup>白銀<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>格<sup>シ</sup>めて<sup>テ</sup>當<sup>國</sup>ヨリ出<sup>ス</sup>る<sup>事</sup>を<sup>シ</sup>貢<sup>上</sup>上<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>日本<sup>ノ</sup>記<sup>ニ</sup>見<sup>ル</sup>る<sup>事</sup>は<sup>シ</sup>本<sup>朝</sup>ヨリ白銀<sup>ノ</sup>の出<sup>タ</sup>る<sup>事</sup>格<sup>シ</sup>ち<sup>テ</sup>あり<sup>事</sup>是<sup>レ</sup>より<sup>上</sup>古<sup>ノ</sup>本<sup>朝</sup>ヨリ出<sup>タ</sup>る<sup>事</sup>と<sup>シ</sup>あ<sup>く</sup>金銀<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>用<sup>ヒ</sup>び<sup>テ</sup>たり<sup>事</sup>し<sup>テ</sup>然<sup>レ</sup>し<sup>テ</sup>日本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>人<sup>皇</sup>世<sup>ノ</sup>

四代

顯宗<sup>エンソウ</sup>天皇<sup>ニ</sup>年<sup>ヲ</sup>稻<sup>一</sup>斛<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>銀錢<sup>一</sup>文<sup>ヲ</sup>代<sup>ス</sup>る<sup>事</sup>と<sup>シ</sup>異<sup>國</sup>ヨリ金銀<sup>ヲ</sup>渡<sup>リ</sup>上<sup>古</sup>より<sup>テ</sup>本<sup>朝</sup>ヨリ於<sup>テ</sup>銀錢<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>鑄<sup>タ</sup>る<sup>事</sup>も<sup>シ</sup>又<sup>モ</sup>本<sup>朝</sup>へ<sup>テ</sup>外國<sup>ノ</sup>の銀錢<sup>ヲ</sup>渡<sup>リ</sup>たり<sup>事</sup>も<sup>シ</sup>又<sup>モ</sup>上古<sup>ノ</sup>の儀<sup>々</sup>詳<sup>シ</sup>く<sup>シ</sup>あり<sup>事</sup>は<sup>シ</sup>銀錢<sup>一</sup>文<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>稻<sup>一</sup>斛<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>換<sup>ス</sup>る<sup>事</sup>と<sup>シ</sup>亦<sup>モ</sup>其<sup>レ</sup>比<sup>較</sup>ノ價<sup>至</sup>て<sup>テ</sup>賤<sup>ク</sup>とも<sup>シ</sup>何<sup>レ</sup>と<sup>シ</sup>や<sup>ら</sup>ん<sup>事</sup>余<sup>リ</sup>下<sup>直</sup>ノ様<sup>ニ</sup>閉<sup>メ</sup>られ<sup>ル</sup>事<sup>も</sup>其<sup>レ</sup>初<sup>メ</sup>より<sup>テ</sup>の銀錢<sup>ノ</sup>

大小<sup>ノ</sup>重<sup>目</sup>等<sup>ノ</sup>とも<sup>シ</sup>知<sup>レ</sup>る<sup>事</sup>一<sup>文</sup>錢<sup>ヲ</sup>を<sup>シ</sup>當<sup>世</sup>ノ金銀<sup>ノ</sup>比<sup>レ</sup>ば<sup>シ</sup>何<sup>レ</sup>と<sup>シ</sup>當<sup>國</sup>ヨリ<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>程<sup>ノ</sup>知<sup>レ</sup>る<sup>事</sup>は<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>價<sup>ノ</sup>高<sup>下</sup>も<sup>シ</sup>又<sup>モ</sup>評<sup>シ</sup>難<sup>シ</sup>四<sup>十</sup>二<sup>代</sup>

持統<sup>ヂトウ</sup>天皇<sup>ハ</sup>八<sup>年</sup>春<sup>三</sup>月<sup>二</sup>日<sup>直</sup>廣<sup>肆</sup>大<sup>宅</sup>朝<sup>臣</sup>磨<sup>勤</sup>大<sup>貳</sup>靈<sup>忌</sup>守<sup>八</sup>島<sup>黃</sup>文<sup>連</sup>本<sup>實</sup>等<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>鑄<sup>錢</sup>司<sup>ノ</sup>と<sup>シ</sup>拜<sup>ス</sup>る<sup>事</sup>と<sup>シ</sup>日本<sup>ノ</sup>紀<sup>ニ</sup>あり<sup>事</sup>續<sup>日本</sup>紀<sup>ニ</sup>も<sup>シ</sup>四<sup>十</sup>二<sup>代</sup>文武<sup>天皇</sup>三<sup>年</sup>始<sup>メ</sup>て<sup>テ</sup>鑄<sup>錢</sup>司<sup>ト</sup>置<sup>キ</sup>直<sup>大</sup>肆<sup>中</sup>原<sup>朝</sup>臣<sup>意</sup>美<sup>麻</sup>呂<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>長<sup>官</sup>と<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>り<sup>事</sup>本<sup>朝</sup>ヨリ<sup>テ</sup>錢<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>鑄<sup>ル</sup>格<sup>シ</sup>めて<sup>テ</sup>

持統<sup>ヂトウ</sup>文武<sup>ノ</sup>の御<sup>宇</sup>より<sup>テ</sup>始<sup>メ</sup>り<sup>テ</sup>見<sup>ゆ</sup>れ<sup>ル</sup>也<sup>ト</sup>  
顯宗<sup>ケンソウ</sup>天皇<sup>ノ</sup>の頃<sup>ノ</sup>の銀錢<sup>ハ</sup>外國<sup>ヨリ</sup>渡<sup>リ</sup>し<sup>テ</sup>見<sup>ゆ</sup>る<sup>事</sup>漢<sup>土</sup>ヨリ<sup>テ</sup>漢<sup>土</sup>ヨリ<sup>テ</sup>金<sup>銀</sup>起<sup>ル</sup>る<sup>事</sup>と<sup>シ</sup>管子<sup>ニ</sup>出<sup>ス</sup>る<sup>事</sup>又<sup>モ</sup>禹<sup>ノ</sup>の時<sup>ニ</sup>五<sup>年</sup>の洪<sup>水</sup>湯<sup>ノ</sup>の代<sup>ニ</sup>七<sup>年</sup>の旱<sup>魃</sup>たり<sup>事</sup>し<sup>テ</sup>禹<sup>王</sup>と<sup>シ</sup>歷<sup>山</sup>ヨリ<sup>テ</sup>金<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>玉<sup>ハ</sup>湯<sup>王</sup>と<sup>シ</sup>莊<sup>山</sup>ヨリ<sup>テ</sup>金<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>得<sup>ル</sup>玉<sup>ハ</sup>共<sup>ニ</sup>幣<sup>ヲ</sup>と<sup>シ</sup>鑄<sup>テ</sup>氏<sup>ト</sup>と<sup>シ</sup>救<sup>フ</sup>る<sup>事</sup>物<sup>紀</sup>原<sup>ヨリ</sup>出<sup>タ</sup>る<sup>事</sup>漢<sup>土</sup>ノ金<sup>ヲ</sup>三<sup>代</sup>ノ比<sup>ト</sup>より<sup>テ</sup>たり<sup>事</sup>し<sup>テ</sup>閉<sup>メ</sup>

金幣の制通用の訳を詳らふ知と難し

一 佐渡の金山を慶長年中より始り其外諸國の金山連年より始りし共費用多く休山に成り石見國并に奥州半田山の外當時連綿したるのみ

一 信長金と古物今に絶てあし室永の頃美濃國関村の農家の地中より板金と掘出せり形ちり太きも大判の如くもれがも銘印もあく西面は粗き刺をかり知何ある金と云々と知らざるゆへ京都へ上せ金坐へ見せたるも信長時代の通用板金とて整と以て切て秤掛て用ひ精金ゆへ銘文もあた由と云う思ふも今の大判の如く民間の通用とあく公用の多用いたる成べし又其頃甲州武田信玄の製金ゆりて九き一歩判あり是れ一分十二文豊兩と四十八文尤も小判とあく至ての精金して正

徳の新金より又宜く二朱判六文判一朱判三文判何れも九レ又朱中一分五分之と四角あり其下は率自七分五厘小率自三分七厘五毛今一朱半ゆりてはゆりては朱中と其下は率自小率目と絶てふし當時甲州通用の甲金と柳沢氏甲斐の國字たるとは一歩判二朱判と次立ちを幸は幸重の銘文ゆりて今も甲州一圓通用は是れ小判とあく銀錫をどと交鍊たるゆへ信玄時代の古甲金より位劣りたり然るに正徳金より位劣るべし今の文金一分と甲金一分の價錢二百錢余或は三百錢ゆりても直段宜し甲州の民も甲金と貴び文金と賤しむ甲金の坐る松木と去て今も甲府は在住ととりへとも甲金と今少く通用多かりゆりて價も知らばまゝの所持の者も所望をぬる古金一分と文金三分より換ゆべし又但馬は銀錫ゆりて古來に彼國と通用したる由其形ちり金

一步判の如く精銀とて四方の幣、星形、片、面、但、馬、片、面、南、銀、と  
銘、文、あり、古、く、通、用、し、た、り、故、に、一、片、銀、壹、兩、は、換、た、り、由、今、は、通、用、お、し、然  
し、濫、造、り、持、た、る、者、も、あり

一金銀、兩、目、の、起、り、も、地、方、落、穂、葉、は、日、金、銀、と、世、界、の、至、宝、たり、出、泉、の、形、雞  
卵、の、如、く、あり、由、り、其、際、を、改、り、益、世、界、通、用、の、為、と、以、て、玉、子、の、白、身、の  
目、方、と、取、て、銀、の、量、目、と、し、て、壹、兩、四、分、三、分、黃、身、の、目、方、金、壹、兩、の、量、目、四  
分、八、分、と、極、く、た、る、由、り、あ、れ、が、る、其、濫、造、詳、し、ま、る、に、既、に、雞、卵、は、大、小、輕、重  
あり、て、目、方、一、様、多、く、試、し、て、中、令、の、玉、子、二、箇、を、料、と、改、り、一、箇、ハ、八  
分、七、分、一、箇、を、九、分、五、分、あり、金、銀、壹、兩、の、量、目、と、九、分、一、分、は、村、黃、金、と  
黃、と、白、銀、と、白、と、分、け、て、世、界、の、形、又、准、じ、雞、卵、の、重、目、と、取、て、金、銀、の、量  
目、と、極、く、た、る、と、亦、目、方、の、似、寄、多、く、れ、が、る、に、度、量、衡、の、と、い、お、漢、と、も、先、哲

悉く穿鑿、金、あり、て、より、金、銀、の、量、目、と、極、る、は、玉、子、の、黃、白、の、掛、目、に、依、て、定  
め、た、り、と、亦、金、後、人、の、臆、説、あり、ん、秤、と、掛、り、斤、兩、の、と、と、衡、と、云、ひ  
凡、て、萬、物、五、音、十二、律、より、起、て、度、量、衡、と、ら、黃、鐘、の、律、より、出、る、黃、鐘、ハ、吹  
物、と、十一月、の、調、子、あり、黃、鐘、の、管、圓、徑、九、分、長、九、寸、此、内、は、鉅、黍、の、中、あ  
る、もの、千、二、百、粒、と、入、る、此、重、と、十二、銖、之、と、倍、と、て、廿、四、銖、と、一、兩、と、し、十  
六、兩、と、斤、と、し、一、銖、の、重、と、經、濟、錄、ハ、三、分、三、厘、三、毛、三、絲、三、忽、三、微、不、尽  
と、かり、當、時、漢、土、より、と、一、銖、の、量、目、ハ、四、分、一、厘、六、毛、六、絲、六、忽、六、微、と、し  
て、一、兩、と、十、分、一、斤、百、六、十、分、あり、と、是、亦、經、濟、錄、見、也、又、前、漢、武、帝、の、元  
狩、五、年、鑄、錢、の、り、此、重、と、五、銖、の、り、依、て、五、銖、錢、と、云、又、此、量、目、ハ、六、分、一  
厘、七、毛、二、絲、八、忽、不、尽、の、り、故、に、一、銖、ハ、一、分、二、厘、三、毛、四、絲、五、忽、六、微、不、尽  
の、り、當、り、二、十、四、銖、と、壹、兩、と、し、と、二、分、九、分、六、厘、二、毛、九、絲、六、忽、二、微、不、尽、の、り

當り諸書に出る処と悉く不同なり元來鉅泰の目方千二百粒と十二  
 銖と去一銖の目方幾許あるを詳くするは本朝の一兩銀の四匁三分金  
 ハ四匁八分其餘葉種ノ類なる品々大凡壹兩と四匁を併し物寄  
 て五匁壹兩の品なり一匁百六十匁と通法なれば之も二百匁二  
 百廿目三百目と一匁とる品もなり右の當りて之を十六兩と斤と  
 て一兩を五匁一匁と八十目あり之を倍して一匁と百六十目と極た  
 りや本朝の量目ハ廿四銖と壹兩とし十六兩と斤と定たるを之を見  
 るは其元始詔難し前條より玄鷄卵の縁を取ると云ふも據りたるに似  
 たり又中古如何なる儀を以て四匁三分と銀壹兩と定りたるや出所詳  
 らぬが金壹兩の量目古金と四匁八分文金三分五匁乾金三分四分と  
 其時之鑄立の形容大小厚薄交物の加減より量目差へが尚又玉子の目方

は拘りたるを思ふは本朝の一銖の目方極り多く掛目にて  
 通用し兩の下を幾匁幾分幾厘との通用して何銖と云へるは強  
 て一銖の量目と穿鑿するは及ぶ今一分の半分と二銖と云へる外  
 國へも通ずる本朝計りの通用あり  
 但し方今萬國との通商盛んとして旧時の如き金貨りては不都合  
 あり依り莫大の脚入用を以て大坂造幣寮に於て明治元年より世界  
 一般流通の新金貨を鑄造せしむるは同四未年より通用仰せ出され  
 る其品十三通りなり金二十圓 四厘一付五分五厘七毛目方八分  
 以下四厘目方金十圓 九分七厘一毛四厘一分金五圓 七分八厘七毛  
 性字と省畧は金十圓 三厘六毛八分金九厘一分金五圓 二分八厘七毛  
 八毛四金 金二圓 七分七厘七毛八分銅一分八厘一分金一圓 四分四厘六毛八分銅一分  
 九銅一分 金二圓 七分七厘七毛八分銅一分八厘一分金一圓 四分四厘六毛八分銅一分  
 銀一圓 七厘六毛銀九分銅一分銀五十錢 五十錢と云へるは半圓の目方也

一寸四厘三分三厘銀廿錢七分七厘一及三分三厘銀十錢五分八厘  
 九厘二五銀八分銅二厘一毛七銀八銅二銀十錢六分六厘  
 五毛八銀五錢五分三分三厘二毛銅一錢一分是造の六分  
 銀八銅二銀五錢九分五分三分三厘二毛銅一錢一分是造の六分  
 九分一及八分銅半錢四分七厘九分銅一厘四分二厘二分尚奉しき  
 九厘七毛五銅半錢四分七厘九分銅一厘四分二厘二分尚奉しき  
 之新貨條制と云書と見らべし

一金壹分と百匹と云々元來錢より起りたり慶長年中小判發行始りたり  
 りと云々金壹高より付錢相場四貫文より壹分と壹貫文の當り本朝鑄錢始  
 りりし後何時の比より助成錢と云々鑄て壹文と平錢十文より造らゆへ  
 助成十文と平錢百文の當り壹文一匹たりより依り十文十匹あり依り平  
 錢百文と十匹と云ひ金壹分と壹貫文の當り壹分と百匹と云由地方落穂  
 集り見えたり

一金銀札通用之事

金銀札通用の始りて我朝より皇九十五代

後醍醐天皇重祚元弘三年正月大内理道言らるるを始りて紙錢と  
 作り諸國地頭庄家人の所領は課役と捕らるるを太平記に見へり又  
 漢玉と云々胡元の世宗帝のとき始りて紙と制し印章を記し宝鈔と名  
 付し金銀錢の代りて用ひしと云々原稿に見へり和漢とも此より以  
 前よりありて見ゆ是を紙と厚く制し表裏に種々の印文と記し五厘一  
 分より一及十及廿及次弟ありて其高は應じ札の大小印文の差ひ  
 掛り役人の印証數多かりて一國一領限り年限を極て通用せらるるを  
 此札のとき紙錢指幣紙幣とも云元祿年中諸侯の國より金銀銀の札  
 と造り其後之と造り又元文の頃より國より作り其下より引替役男  
 と建て本金銀入用の節と此より引替りたり又伊勢の神領は宣保度

一 端書と唱へて引替ふた銀札のりて近領迄は通用なり江戸東より  
此金銀札のりし処徳川氏の未だ當り國家多事なりて財用匱乏始  
めて慶應二丙寅年より十三年限の通用の金札始り千兩五兩一兩一分  
二兩と五等なり其後小札拂戻りて諸民差支ひる由て民部省通商司  
りて二分一分二兩の札為督會社三井組りて三匁七分五厘の切手寺出  
来たり然るは此切手と通用二年計りて止まらる夫ども何れも實  
札等多く諸人之は惑ひ大に難治するよしあり

朝廷莫大の出入費を以て紙と云印文と云精細微密言を以て迷難を神巧の  
金札の發行の成るしより偽造の憂ひあり且千百里の路程を行へ大  
金と持り少も嵩ぐれば上下便利の紙幣あり  
一金銀坐の始りて京都町入後藤庄三郎と云者徳川祖宗より脱近し軍中の

側と離るは其後慶長年中より江府東又住し金坐を命ぜりて公納は成  
小判歩判と凡て後藤方りて改め包と改料を金百兩は付銀五匁充て取  
りて之を包歩と云又大判の改坐を庄三郎が家りて之を動む銀坐を庄三  
郎の家りて動む公納の丁銀豆板の改め包と云大黒備是本徳長左と云  
者慶長中より動む上方より公納銀の改坐は大黒と云者なり又當時の  
二米判を銀改りて改め包と云あり  
但し包歩銀の算法を其納金と十二より除き歩銀永く出る則百兩  
は永八十三文三分三厘零四微あり

一切支丹之事  
切支丹宗の耶穌宗と云今西洋各國りて盛ん奉むる宗門よりて  
白約新約等の書りて其後之を重んじと云ども書中一も忠孝の教あり



其神之大父母と稱し之と尊ぶを生父母より甚しく眞の生父母と  
 左なる尊んぶるを多岐異教より其國家の益をあるを以しむる  
 其國家の害ある甚しく之が爲は西洋各國血を流して度々あり此後元  
 龜天正の頃我朝へ渡來し愚民之惑を一時の武將の之を信じ好む切  
 支丹宗の寺を建立せしむ徳川祖宗天下統一統の後此宗昔の國家の大  
 害あるを察し嚴重の之を禁禁し其宗門の者之惑を佛法の教をせしめ  
 其改宗したる者之轉切支丹と云ひ其諸親類と類族と云て年々改め証  
 文と取るを以て其類族死云其外交事等も之を速く届けと出し其威  
 重あるを普く人の知る處ありて若其宗徒を見出し訴へ出せば同類は  
 りとも其罪を赦し褒美を下さるるありしが今も此事殆んど断絶せし  
 め似たり然るに亦も此宗門の害を防ぎ人心を惑はせざらしむる爲

愛國敬神の教と盛んに説らしめらるる人心を固く異教と斥くもの  
 基と立玉る旧時のごとく如何に嚴禁し諸書付と取らるる竊の其宗と  
 信あるをたれ何の益あるん心なき固く國教を守らば其宗の書と見る  
 も亦何の害あるん実簡にして洩れある今日之の御政教仰ても尚餘り  
 りり猶轉切支丹のてを地方落穂集を委し説て者ありし

一 鉄炮規則之事

鉄炮の我國へ始るを渡來せしを人皇百六代  
 後奈良天皇天文十二癸卯年八月廿五日富夷の船大隅に漂着し此舟中の  
 明人五峯と古儒者兼合せて我國の人と能く筆談し島津堯時始りて  
 鳥銃を送り其より追々國中に弘まり武器の第一と然りと云ふ  
 治平の日を撰り之を放つことと禁じ就中関八州江戸練十里四方を堅

き厳禁<sup>ゴキシン</sup>し若<sup>ニ</sup>し之<sup>ノ</sup>と犯<sup>ス</sup>と者<sup>ノ</sup>を過料<sup>カセリ</sup>銭<sup>ト</sup>と出し正留<sup>シメ</sup>場<sup>ト</sup>野遊<sup>ノ</sup>りて鷹<sup>ノ</sup>と  
放<sup>ス</sup>つ場<sup>ト</sup>と由<sup>リ</sup>の内<sup>ノ</sup>を過意<sup>ス</sup>としく一箇<sup>カネ</sup>年<sup>ト</sup>島<sup>ト</sup>番<sup>ト</sup>と申<sup>ス</sup>付<sup>ラ</sup>らる<sup>ル</sup>其他<sup>ノ</sup>種<sup>ノ</sup>々の規則<sup>キヨク</sup>  
苗<sup>ノ</sup>場<sup>ト</sup>と去<sup>リ</sup>預<sup>メ</sup>り鉄<sup>ノ</sup>炮<sup>ト</sup>貨<sup>ト</sup>鉄<sup>ノ</sup>炮<sup>ト</sup>讓<sup>ス</sup>鉄<sup>ノ</sup>炮<sup>ト</sup>二季<sup>ニ</sup>打<sup>ツ</sup>四<sup>ノ</sup>季<sup>ト</sup>打<sup>ツ</sup>猪<sup>ノ</sup>威<sup>ト</sup>しあど中<sup>ノ</sup>煩<sup>ト</sup>しき  
規<sup>ノ</sup>律<sup>ト</sup>乃<sup>チ</sup>委<sup>ス</sup>しきとハ地方<sup>ノ</sup>落<sup>ノ</sup>集<sup>ト</sup>見<sup>ル</sup>るべし

但<sup>シ</sup>方<sup>ハ</sup>令<sup>ニ</sup>ち夏<sup>ノ</sup>等<sup>ノ</sup>のさふしと去<sup>リ</sup>ら<sup>ル</sup>猥<sup>ニ</sup>り<sup>テ</sup>發<sup>ス</sup>放<sup>ス</sup>る<sup>ル</sup>こと<sup>ヲ</sup>制<sup>ス</sup>禁<sup>ス</sup>る<sup>ル</sup>若<sup>シ</sup>  
し之<sup>ト</sup>犯<sup>ス</sup>と鉄<sup>ノ</sup>炮<sup>ト</sup>と所<sup>ノ</sup>持<sup>ト</sup>とハ半<sup>ノ</sup>圓<sup>ト</sup>の過<sup>ノ</sup>料<sup>ト</sup>と出し鉄<sup>ノ</sup>炮<sup>ト</sup>を召<sup>ス</sup>上<sup>ル</sup>相<sup>ト</sup>  
成<sup>テ</sup>明<sup>ノ</sup>治<sup>ノ</sup>五<sup>ノ</sup>年<sup>ト</sup>より布<sup>ノ</sup>令<sup>ト</sup>仰<sup>セ</sup>出<sup>ス</sup>ききたり

一曰<sup>ニ</sup>関<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>事<sup>ト</sup>

関<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>を人<sup>ノ</sup>皇<sup>ト</sup>三<sup>ノ</sup>十<sup>ノ</sup>七<sup>ノ</sup>代<sup>ト</sup>

孝<sup>ノ</sup>德<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>皇<sup>ト</sup>天<sup>ノ</sup>化<sup>ノ</sup>年<sup>ト</sup>中<sup>ノ</sup>関<sup>ノ</sup>防<sup>ノ</sup>驛<sup>ノ</sup>部<sup>ト</sup>と置<sup>ク</sup>と<sup>キ</sup>此<sup>ノ</sup>時<sup>ト</sup>と以<sup>テ</sup>招<sup>ル</sup>と<sup>キ</sup>然<sup>ル</sup>武<sup>ノ</sup>  
將<sup>ノ</sup>政<sup>ト</sup>と執<sup>ル</sup>と<sup>キ</sup>天下<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>亂<sup>ス</sup>と<sup>キ</sup>諸<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>の武<sup>ノ</sup>士<sup>ト</sup>思<sup>ヒ</sup>タ<sup>リ</sup>関<sup>ノ</sup>門<sup>ト</sup>と立<sup>テ</sup>往<sup>ル</sup>来<sup>ト</sup>と煩<sup>ト</sup>

とせり其<sup>ノ</sup>後<sup>ニ</sup>德<sup>ノ</sup>川<sup>ノ</sup>氏<sup>ト</sup>天<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>統<sup>ト</sup>の後<sup>ニ</sup>深<sup>ク</sup>之<sup>ト</sup>憂<sup>ヒ</sup>左<sup>ノ</sup>の関<sup>ノ</sup>所<sup>ト</sup>と設<sup>ケ</sup>其<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>  
諸<sup>ノ</sup>侯<sup>ト</sup>旗<sup>ト</sup>本<sup>ト</sup>と<sup>キ</sup>之<sup>ト</sup>守<sup>ラ</sup>せたり

- |                          |                        |                          |       |
|--------------------------|------------------------|--------------------------|-------|
| 相州 <sup>箱根</sup><br>根府川  | 大久保加賀守                 | 遠州 <sup>今切</sup>         | 松平伊豆守 |
| 遠州 <sup>気賀</sup>         | 近藤静衛介                  | 上州 <sup>横川</sup>         | 板倉伊予守 |
| 上州 <sup>五科</sup><br>五科   | 福島                     | 松平右京亮                    | 山村甚兵衛 |
| 上州 <sup>大坂</sup><br>大坂   | 松平下総守                  | 信州 <sup>福島</sup>         |       |
| 上州 <sup>祖母島</sup><br>祖母島 | 南牧                     | 戸倉                       | 掖ヶ原   |
| 上州 <sup>大戸</sup><br>大戸   | 大越                     | 狩宿                       | 代官持   |
| 信州 <sup>浪合</sup><br>浪合   | 少川                     | 知久                       | 監物    |
| 信州 <sup>心川</sup><br>心川   | 信州 <sup>木曾</sup><br>木曾 | 熱川                       | 千村平右衛 |
| 武州 <sup>小佛</sup><br>小佛   | 代官持                    | 下総 <sup>市川</sup><br>市川   | 又世大和守 |
| 江州 <sup>築ヶ瀬</sup><br>築ヶ瀬 | 井伊掃部頭                  | 江州 <sup>清内路</sup><br>清内路 | 堀石見守  |
| 江州 <sup>劔ノ熊</sup><br>劔ノ熊 | 松平甲斐守                  | 江州 <sup>山中</sup><br>山中   | 朽木近江介 |

越後関川 鉢寄 神原式部大輔 越後山口 松平昌守

越後市振 代官持

右の通り悉く関守たりて出入り手形証文の如きれが通行ありて就中女人の往來至て嚴重しとて由袖振袖髪切等の差別其他荷物の改め容易ありて是皆戦國の余風あり然らば

柳一新後諸國の関所悉くは廢止は相成國中の通行自在とて海外万国迄も往來妨げなく萬民自由成行し寛大の御政事有難きとあり尚関所改め手形の出入其振合等と是亦地方落穂集り出せり

一奇特百姓太右衛門寢美之事 徳川氏のもとに百姓町人より苗字帯刀と許さるる客易の事と云ふは前編既に之と記せり然るに今も格別の事なきと云ふと許され諸民以

て面目をせり茲は安永八庚年信州高井郡小見村百姓太右衛門の前より畧記するところ奇特の関へ行くに官所より所の者へ実否尋ね相成し処百姓ども其大畧と書上たり先此者當太右衛門迄七代の間上と重んじ下と咽み親子夫婦親類至て睦しと殊に當主の親愚跡と去者の代より夜寐するは又も江戸京の方と足はせし風雨の時と云ふも制札場の前と行くときハ必は笠頭巾と脱て通り此外万事此の如きの行状あり近郷の者自然之と見習ひ殊に當主父愚跡へ孝と尽忠諭するは物多く先年千曲川出水のときも打續き近村を救助し其家酒造等として召仕大勢たりと云ふも皆主人の徳より悉く神妙なりと何れも上と重んじ此他其行ひ一とて善きと云ふと云ふは之に依て左の通り寢美の如きなり



世ニ取行フ法令ヲ玩味シテ書綴リ全備ノ后君覽ニ備ヘ玉ハラバ台命ノ  
御旨ニモ叶ヒ次ニハ小臣カ本懐寔ニ是ニ過ヘカラス今終期ニ及ヒ三十  
ニ章全備ナキ一妄執ノ内ノ第一ナリ依之甲寅黃鐘ノ日枕頭ニ筆ヲ操テ  
志願ノ一端ヲ記シ臣久敬カ遺志ヲ演置ク耳

甲寅十一月上浣

大石猪十郎久敬識

明治四年辛未七月刊

高崎

故大石猪十郎著述

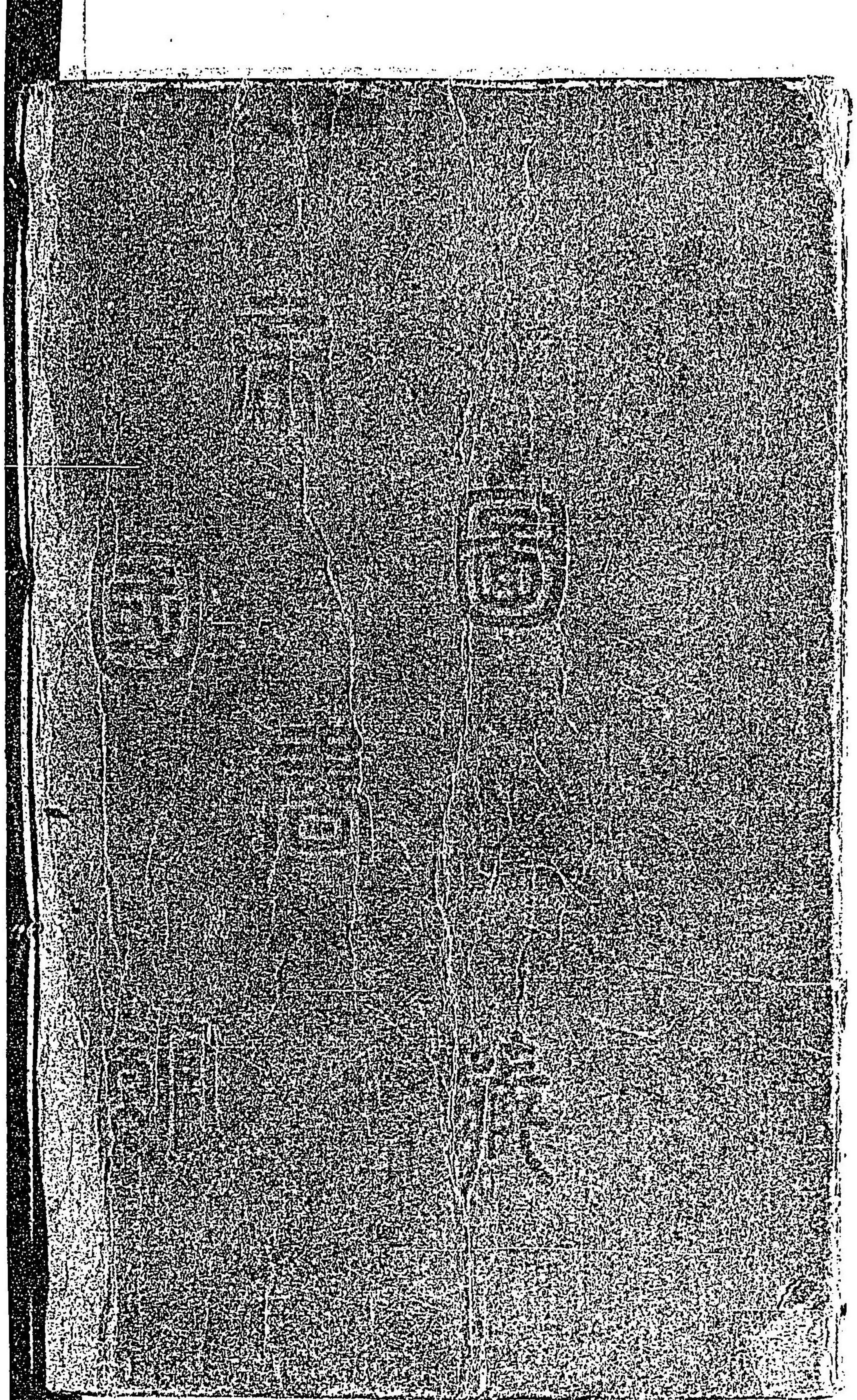
孫大石猪十郎補正

見山樓藏版



182  
20  
173

182  
合  
163



地方凡例錄

322.15

0386.7

(100)



改正  
補訂

地方凡例錄

十上

甲

1924  
26  
193

東 京 圖 書 館				
二	五	四	八	政
0	九	三	七	書
冊	號	架	函	類 門

和書門

小

322.15

03862

(10)